

第3次伊賀市障がい者福祉計画



平成 26 年 12 月

はじめに

市長写真

伊賀市では、2012（平成24）年3月、伊賀市総合計画や伊賀市地域福祉計画を障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画として、「第2次伊賀市障がい者福祉計画」を策定し、基本理念に「だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる」ことを掲げて障がいのある人に関する施策に取り組んでまいりました。

障がい福祉分野では、2014（平成26）年に国連の「障害者の権利に関する条約」が批准されましたが、これに先立ち批准にむけた国内法の整備が行われ、2013（平成25）年4月に、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と名称変更するとともに、2013（平成25）年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立するなど、これまで以上に障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

こうした状況のなか、このたび、「第2次伊賀市障がい者福祉計画」が改定時期を迎えたことから、近年の障がいのある人を取り巻く様々な環境や制度等の変化を踏まえるとともに、障がいのある人や市民へのアンケート調査や当事者及び関係団体・機関との意見交換会等の実施により障がいのある人の意向を把握し、それを反映した計画を策定いたしました。

この計画は、「一人ひとりに応じた生活支援のしくみづくり」、「生涯を通じて社会参加できる共生のしくみづくり」、「だれもが心地よく安心して暮らせるまちづくり」の3つの基本目標からなり、障がいのある人が住み慣れた地域で多くの人と協力しながら自分らしい暮らしが送れるよう、保健・医療・福祉をはじめ、教育・就労等の幅広い分野と連携を図りながら、一人ひとりのニーズに沿った支援をする取り組みを進めていくための基本方針を定めたものです。

今後は、市民の皆さまのご協力を得ながら、この計画の基本理念である「だれもが自分らしく暮らせるまち」の実現に向けて、障がい福祉施策を推進してまいります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、長期間にわたり熱心にご協議いただきました伊賀市障がい者福祉計画策定委員会委員の皆さま、また、アンケート調査にご協力いただきました皆さまや意見交換会等において貴重なご意見をいただきました皆さま、並びにご協力いただきました障がい者団体及び関係機関の皆さまに心より厚くお礼申し上げます。

平成26年12月

伊賀市長 岡本 栄

目次

第1章 計画策定にあたっての基本的事項

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	3
5	計画の策定方法	4
6	計画の推進方法	5

第2章 伊賀市の現況

1	人口・世帯の状況	6
2	障がいのある人の状況	7
3	障がい者の範囲の見直し	8

第3章 障がい者福祉の基本方向

1	基本理念	9
2	障がい者福祉の目標	10
3	目標実現に向けた取り組みを進めるうえでの視点	12
4	計画の体系	14

第4章 障がい者福祉の基本計画

目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

基本方針1 情報提供と相談支援の充実	16
(1) 障がい者福祉に関する情報提供の充実	18
(2) 総合相談支援体制の確立	19
(3) 権利擁護に関する支援	21
基本方針2 生活を支援するサービスの推進	23
(1) 福祉サービス等の充実	23
(2) 家族介護者等への支援	24
(3) 住まいの確保	25
(4) 経済的な自立に向けた支援	25

基本方針3 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	26
(1) 健康づくりへの支援	27
(2) 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	27

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

基本方針1 一生涯を通じた支援システムの確立	28
(1) 発達支援体制の確立・推進	29
(2) 自立した地域生活のための支援	30
(3) 高齢になった障がいのある人への支援	30
基本方針2 早期療育と保育の充実	32
(1) 障がい児の早期療育の充実	33
(2) 障がい児保育の充実	34
基本方針3 学齢期の子どもの教育・療育の推進	35
(1) 特別支援教育の充実	36
(2) 放課後や長期休業中の活動の場の確保	37
基本方針4 就労支援の推進	38
(1) 就労支援ネットワークの強化	38
(2) 企業等における障がい者雇用の推進	39
(3) 福祉的就労の充実	41
基本方針5 社会参加活動の推進	42
(1) 生涯学習等への参加の推進	43
(2) 当事者活動の充実	43

目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

基本方針1 市民の理解と協働の推進	44
(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進	45
(2) 障がいのある人を支援する地域福祉活動の推進	46
基本方針2 快適で安全なまちづくりの推進	47
(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	48
(2) 移動に関する支援	49
(3) 防災、防犯に関する支援	50

第5章 計画の推進のための取り組み

- 1 地域自立支援協議会の運営 51
- 2 庁内推進委員会の運営 51
- 3 事業を実施する体制の確保 51
- 4 市民や多様な団体等への普及啓発と協働 52
- 5 障がい者福祉の拠点づくり 52
- 6 国・県・関係機関等との連携 52

伊賀市障がい者福祉計画の体系 53

参考資料 54

用語解説 63

本文中の※印のついた用語について、二回目以降は巻末の用語解説を参照してください。

「障がい」の表記について

「障害」の「害」という漢字がもつマイナスの印象と、これを不快に感じる方の思いに配慮していく必要があると考え、「がい」をひらがなで表記することとしました。

漢字かひらがなかという論議自体を無意味に思うといった意見があることは承知していますが、「害」のマイナスイメージを払拭するとともに、障がいのある人への差別やさまざまなバリアについて、市や市民一人ひとりが考える契機にしていきたいと考えています。

なお、法律で定められた用語等については、混乱を避けるため漢字表記としています。

第1章 計画策定にあたっての基本的事項

1 計画策定の背景

2013（平成25）年度に策定した「第2次伊賀市総合計画基本構想」では、伊賀市民がみんなでめざす市の将来像を「勇気と覚悟が未来を創る『ひとが輝く 地域が輝く』伊賀市」と定め、将来像の実現に向けて基本構想に掲げる基本政策に基づき、根幹的な施策や事業を示した「第2次伊賀市総合計画 再生計画」では、「子ども・高齢者・障がい者などへの見守りと支えが十分なまちづくり」を目指す方針が位置づけられています。

また、2010（平成22）年度に策定した「第2次伊賀市地域福祉計画」は、家庭や地域の中で、その人らしく、安心して生活が送れるような地域社会の実現とともに、市民や関係機関と連携をとり、共通した方針を持って地域福祉を実践していくための道標となることを目的としています。

一方、障がい福祉の分野では、わが国において2014（平成26）年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）※」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われました。2011（平成23）年には「障害者基本法」が改正されるとともに、2012（平成24）年6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関連法律の整備に関する法律」に基づき、2013（平成25）年4月からは、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）※」と名称変更し、基本理念として「地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援すること」が掲げられました。

さらに、2012（平成24）年10月には障がい者の権利利益の擁護を目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法※）」が施行され、2013（平成25）年6月には「障害を理由と

※ 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。2006（平成18）年12月13日、第61回国際連合総会において採択され、日本は2007（平成19）年9月28日に署名をした。前文と本文50条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がいのある人に他者との均等な権利を保障することを規定している。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障がいのあるなしにかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

※ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障がいのある人の権利擁護に資することを目的として2011年（平成23）6月に成立。障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の防止等に関する国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めている。2012（平成24）年10月施行。

する差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）※」が成立するなど障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

2 計画策定の目的

本計画は、制度改正や社会情勢の変化を踏まえ、市民のだれもが障がいのあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し合いながら、主体的に生きる力を身につけ、つながりを持って安心して心豊かに暮らせるように支援するため、「ひとづくり」、「しくみづくり」、「まちづくり」の推進を目的としています。

障がいのある人が市民の一員として参加し、住み慣れたまちで、いつまでも安心して、共に助けあって暮せるよう、一人ひとりのニーズと思いに沿った支援する取り組みを進めていくための基本方針として策定します。

3 計画の位置づけ

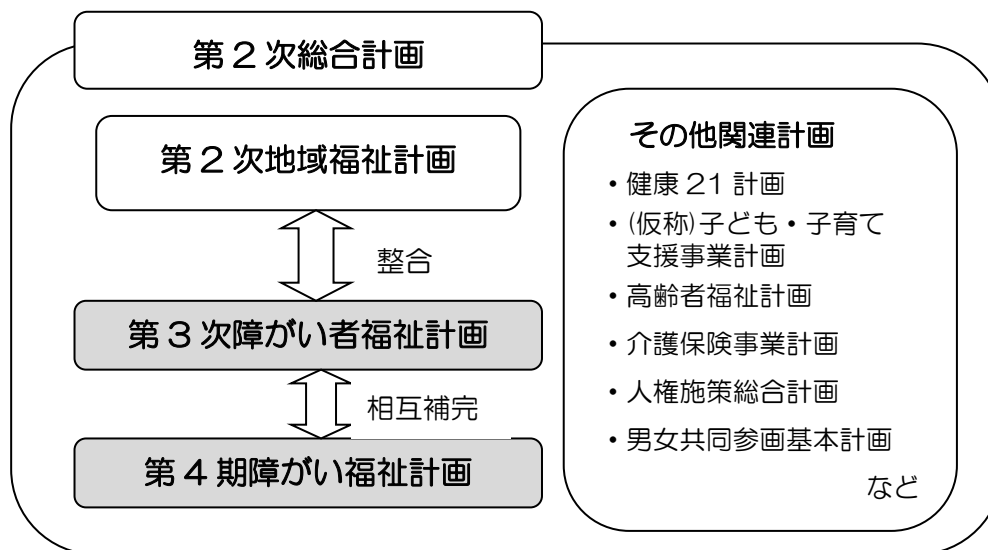
本計画は、障害者基本法（第 11 条）に基づく市町村障害者計画で、本市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画であり、障害者総合支援法※（第 88 条）に基づいて3年ごとに策定する「伊賀市障がい福祉計画」と相互補完的な性質を持つものとして策定、推進していくものとなります。

また、本市のまちづくりの基本方針である総合計画や、社会福祉の基本計画である地域福祉計画を障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画であり、これらの計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。

※ 障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成 25）年6月に制定された。一部の附則を除き 2016（平成 28）年4月1日から施行。

■計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画は、今回同時に策定する第4期障がい福祉計画の計画期間を前期、次の第5期障がい福祉計画の計画期間を後期とする2015（平成27）年度から2020（平成32）年度までの6年間とします。

なお、国の法制度の改正等に応じて、計画期間中においても必要な見直しを行います。

■ 計画の期間

2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
第3次障がい者福祉計画 2015（平成27）年度 ～ 2020（平成32）年度					
第4期障がい福祉計画 2015（平成27）年度～2017（平成29）年度			第5期障がい福祉計画 2018（平成30）年度～2020（平成32）年度		

5 計画の策定方法

本計画は、2013（平成25）年11月に実施したアンケート調査をはじめとしたデータを活用しつつ、市民や関係者等による議論を反映するために、「伊賀市障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、「伊賀市障がい者地域自立支援協議会※」で抽出された現状課題の計画への反映や策定の基本的事項についての協議を行うとともに、当事者や関係者等との意見交換会や計画（中間案）に対するパブリックコメント※を実施し策定しました。また、「伊賀市障がい者福祉計画庁内推進委員会」を設置し、施策について協議を行いました。

アンケート調査は、障がいのある人、障がいのある子どもの保護者を対象に実施しました。調査の対象者は、18歳以上の障害者手帳所持者、自立支援医療受給者及び障害福祉サービス※受給者 2,785人、障害者手帳を所持している18歳未満の児童の保護者 215人の合計 3,000人としました。このうち 1,453人から回答をいただき、回収率は 48.4%でした。

加えて、今回は市民の障がいに対する意識調査として 16歳以上の市民 1,650人にアンケート調査を行いました。このうち 728人から回答をいただき、回収率は 44.1%でした。

また、意見交換会には 48人の参加があり 47件のご意見をいただきました。

さらに、パブリックコメント※では、3人の方から 6件のご意見をいただきました。

※ 障がい者地域自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障がい福祉をすすめるしくみづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉・保育・教育・就労などの関係機関、市などで構成する協議会。伊賀市では障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の進捗状況の確認や評価も行う。

※ パブリックコメント

行政機関が計画等を制定しようとするときに、広く市民に、意見・情報・改善案などを求める手続き。

※ 障害福祉サービス

個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付サービス」と訓練の支援を受ける「訓練等給付サービス」がある。

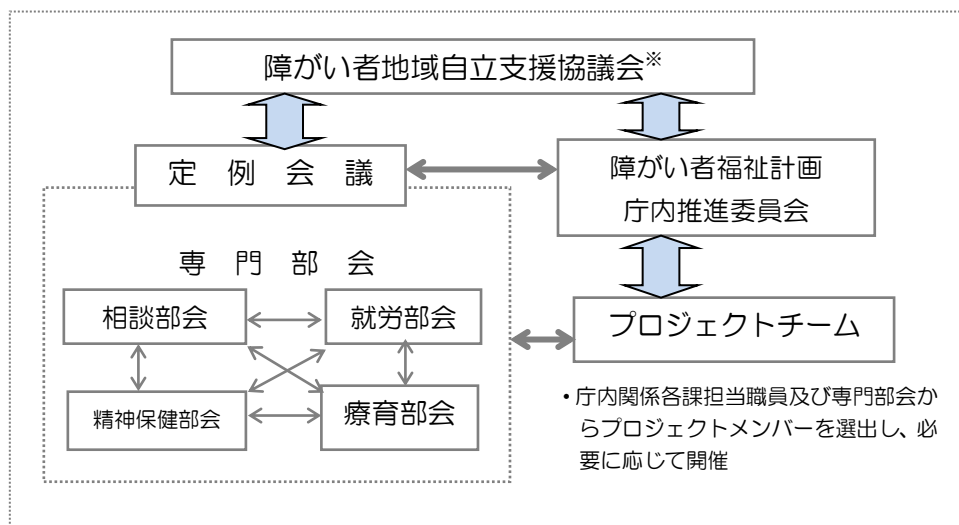
6 計画の推進方法

本計画は、本市における障がい者福祉を推進するために関係する幅広い機関・団体等が参加する障がい者地域自立支援協議会*で、具体的な推進方策の検討や年度末に計画の進捗状況の評価を行い、障がい福祉計画に反映させていきます。

また、現場で実際に支援に携わっている方々や関係機関が協議する場として「相談」「就労」「精神保健」「療育」の4つの専門部会を設置し、本市の現状やニーズの把握に努めるとともに、各専門部会の代表者による定例会議において各専門部会からの意見を集約し施策への提案等を障がい者地域自立支援協議会*へ発信していきます。

さらに、庁内における障がい福祉施策を推進する組織として障がい者福祉計画庁内推進委員会を設置し、本計画に基づく事業の実施状況の点検や進捗管理を行うとともに、定例会議と連携を取りながら本計画を推進していきます。

■ 計画推進体制図



第2章 伊賀市の現況

1 人口・世帯の状況

伊賀市の総人口は、1990（平成2）年から1995（平成7）年にかけて高い伸びを示し、10万人を超えましたが、2010（平成22）年の国勢調査では10万人を大きく下回り、特に15～64歳の生産年齢人口が大きく減少しました。

2015（平成27）年までには、いわゆる「団塊の世代」が65歳を迎えることとなり、高齢化率（65歳以上人口の割合）が急激に上昇します。この年齢層が、75歳を迎える2025（平成37）年頃には、高齢者介護や医療への需要がかなり高まっているものと考えられます。一方、それらの年齢層を支える若い年齢層は少なくなっており、1980（昭和55）年には高齢者人口1人を生産年齢人口4.6人で支えていたものが、2010（平成22）年には2.2人で支えている状況であり、高齢者人口1人を2人以下で支えるという時代がすぐそこまで来ています。

近年では、世帯数が横ばいである一方、単独世帯つまり「一人暮らし」の割合が上昇し、やがて3割になろうとしています。社会を構成する基本単位である世帯が一人であるということは、何らかの原因で支えが必要になった時、公共的なサービスに頼らざるを得ないという状況になります。

■ 年齢3区分別の人口推移

区 分		1990年 (平成2)	2000年 (平成12)	2005年 (平成17)	2010年 (平成22)	2013年 (平成25)	2020年 (平成32)
年少人口 (0～14歳)	実数(人)	17,333	14,492	13,200	12,164	11,688	9,919
	構成比(%)	17.7	14.3	13.1	12.6	12.1	11.1
生産年齢人口 (15～64歳)	実数(人)	62,813	63,669	62,119	58,310	57,121	49,389
	構成比(%)	64.2	62.7	61.7	59.9	59.0	55.5
高齢者人口 (65歳以上)	実数(人)	17,606	23,366	25,304	26,733	27,958	29,692
	構成比(%)	18.1	23.0	25.2	27.5	28.9	33.4
総数	実数(人)	97,752	101,527	100,623	97,207	96,767	89,000
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総世帯数(世帯)		27,724	32,730	34,620	34,915	39,244	—
1世帯あたり人口(人)		3.52	3.10	2.91	2.78	2.47	—

資料：1990(平成2)年～2010(平成22)年国勢調査
2013(平成25)年 伊賀市総務課
2020(平成32)年 伊賀市総合計画(推計値)

2 障がいのある人の状況

障害者手帳を所持している市民は 2014（平成 26）年 3 月末現在で、6,083 人と、人口の 6%ほどとなっています。2013（平成 25）年度の内訳をみると、身体障害者手帳所持者は 4,882 人で、そのうちの約 6 割が肢体不自由です。また、療育手帳所持者は 695 人で、第 2 次計画策定時の 2010（平成 22）年度と比較して 70 人増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は 506 人で、同じく 2010（平成 22）年度から 115 人増加しています。

■各障害者手帳所持者数の推移（各年度 3 月 31 日現在） [単位：人]

区 分	2010 年度 （平成 22）	2011 年度 （平成 23）	2012 年度 （平成 24）	2013 年度 （平成 25）
身体障害者手帳	4,923	4,775	4,642	4,882
療育手帳	625	662	679	695
精神障害者保健福祉手帳	391	413	438	506
計	5,939	5,850	5,759	6,083

資料：伊賀市社会福祉事務所

■身体障害者手帳所持者数（2014（平成 26）年 3 月 31 日現在） [単位：人]

区 分	視覚 障がい	聴覚・ 平衡機能 障がい	音声・言 語・そしゃ く障がい	肢体 不自由	内部 障がい	合 計	計	
							者	児
1 級	132	29	1	379	732	1,273	1,220	53
2 級	88	112	2	459	11	672	655	17
3 級	21	85	35	667	127	935	929	6
4 級	20	114	18	879	245	1,276	1,273	3
5 級	54	2	0	328	0	384	383	1
6 級	35	159	0	148	0	342	338	4
計	350	501	56	2,860	1,115	4,882	4,798	84
平 23,3,31 現在	394	511	63	2,904	1,051	4,923	4,865	58

資料：伊賀市社会福祉事務所

■療育手帳所持者数（2014(平成26)年3月31日現在） [単位：人]

区 分		計	H23.3.31 現在
A1（最重度）	18歳未満	48	55
	18歳以上	251	235
計		299	290
B1（中度）	18歳未満	107	94
	18歳以上	289	241
計		396	335
合 計		695	625

資料：伊賀市社会福祉事務所

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（2014(平成26)年3月31日現在）

[単位：人]

区 分	計	H23.3.31 現在
1級	57	47
2級	339	254
3級	110	90
計	506	391

資料：伊賀市社会福祉事務所

3 障がい者の範囲の見直し

2013（平成25）年4月の障害者総合支援法[※]の改正で、制度の谷間の無い支援を提供する観点から、障がい者の範囲に新たに難病[※]等を含むこととし、障害福祉サービス[※]等の対象とすることとなりました。

※ 難病

原因不明で、治療方針が未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけではなく、介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担が大きい疾病。

第3章 障がい者福祉の基本方向

1 基本理念

前計画において「だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる」を基本理念に掲げ、社会とのかかわりの中で、障がい者一人ひとりを起点とした支援策と機会づくり、環境づくりを展開してきました。

本計画の策定にあたり、障がい者の現状やアンケート調査の結果等を踏まえつつ、障がい福祉施策の継続性を鑑み、本計画における基本理念は、前計画から引き続き、以下の通りとします。

だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる

住み慣れた地域で全ての人が「自分らしい暮らし」が送れることを誰もが願っています。支援や介護が必要なときも「いきいきと輝ける暮らし」を実現するよう支えあうことが、私たちがめざす障がい者福祉です。

障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりが主人公になって主体的に生きる力を身につけ、お互いの人権を尊重しあいながら、つながりをもって安心して心豊かに暮らせるよう支援するユニバーサルデザイン*の理念に基づいた「ひとづくり」、「しくみづくり」、「まちづくり」が必要です。公的な制度に基づくサービスを基盤としつつ、障がいのある人自身を含めた市民参加によって柔軟、多彩に展開される地域福祉活動との効果的な協働を進め、「高参加・高福祉**」の障がい者福祉を実現していきます。

※ ユニバーサルデザイン

障がいのあるなし・年齢・性別・国籍等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮し、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

※ 高参加・高福祉

住民参加によって地域福祉力を高め、よりよい福祉を実現することを目指す考え方。伊賀市地域福祉計画で掲げている理念のひとつ。

2 障がい者福祉の目標

基本理念の達成に向け、次の3つの障がい者福祉に関する目標を掲げます。

目標Ⅰ. 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

「自分らしい暮らし」を実現するには、一人ひとりのニーズや思いを出発点として、生活を考えていくことが大切です。その人が置かれている状況にあった支援を行っていくために必要な情報提供と相談支援に取り組み、権利擁護[※]の視点にたって積極的に働きかけを行っていきます。

また、地域の多様な力を活かしたサービスの充実を図りつつ、効果的な支援を行っていきます。

さらに、保健・医療・福祉分野の連携を強化し、障がいのある人が安心して地域で生活できる体制づくりを推進します。

【目標を実施していくための取り組みの基本方針】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 情報提供と相談支援の充実2. 生活を支援するサービスの推進3. 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化 |
|---|

目標Ⅱ. 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

障がいのある人が主体的な意識をもって「自分らしい暮らし」の実現に取り組んでいくためには、ライフステージ[※]に応じて必要な力を身につけるための学習・体験や療育等の機会を提供するとともに、それらの成果を活かして社会参加していくための支援を行っていくことが不可欠です。

※ 権利擁護

自己の権利や援助の必要性を表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理として権利や支援獲得を行うとともに、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるための支援。

※ ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと。

生涯を通じた発達支援・就労支援・生活支援を系統的、継続的に行っていくよう、保健・医療・福祉・保育・教育・司法・就労・住宅等のさまざまな分野の機関が情報を共有し、連携していきます。そして、障がいの種別や程度にかかわらず、一生涯を通じて社会参加できるよう共生のしくみを構築していきます。

【目標を実施していくための取り組みの基本方針】

1. 一生涯を通じた支援システムの確立
2. 早期療育と保育の充実
3. 学齢期の子どもの教育・療育の推進
4. 就労支援の推進
5. 社会参加活動の推進

目標Ⅲ. だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

障がいのあるなしにかかわらず、ユニバーサルデザイン[※]の理念に基づく誰もが心地よく暮らせるまちをつくっていくためには、お互いの人権を尊重し合いながらつながりを持ち、快適で安全なまちづくりを進めていく必要があります。

障がいを「特別なもの」と考えるのではなく、共に生きる「地域の一員」としてみんなが理解しあい、支えあって暮らせる地域づくりに、障がいのある人自身も主体的に関わっていけるよう支援していきます。

【目標を実施していくための取り組みの基本方針】

1. 市民の理解と協働の推進
2. 快適で安全なまちづくりの推進

3 目標実現に向けた取り組みを進めるうえでの視点

目標の実現に向けた取り組みを計画的に進めるために、次の5つの視点を位置づけます。

1. 市民や団体等の理解と参加を推進する

「高参加・高福祉^{*}」を実現していくために、市民、あらゆる機関・団体、事業者等の障がい者福祉への理解と参加を進め、地域福祉計画との一体的な推進を図ります。

2. 関係機関等のネットワークを強化する

市民や団体等の効果的な参加と協働を推進していくためには、支援やコーディネートを進めるうえで中核となる専門機関の役割が不可欠です。障がい者福祉に関わる幅広い関係機関等が連携し、各々の機能を発揮しながら効果的な支援を行っていくよう、障がい者地域自立支援協議会^{*}を通じたネットワークづくりをさらに強化していきます。

3. 障がい者福祉の基盤を整備する

障がい福祉計画に目標数値を掲げる障害福祉サービス^{*}等をはじめ、発達支援、就労支援、生活支援等に関わる各種サービスが、ニーズに応じて市全域で同じように利用できるようにしていくために、サービスを提供する組織や施設等の基盤整備を、市民、関係機関・団体、事業者等と連携して取り組んでいきます。

4. ユニバーサルデザイン[※]のまちづくりを推進する

年齢、性別及び国籍の違い、障がいのあるなし等を問わず、個人として尊重され、すべての人が自由に社会参画できる暮らしやすいまちづくりを目指し、ユニバーサルデザイン[※]の理念に基づいたまちづくりを推進します。

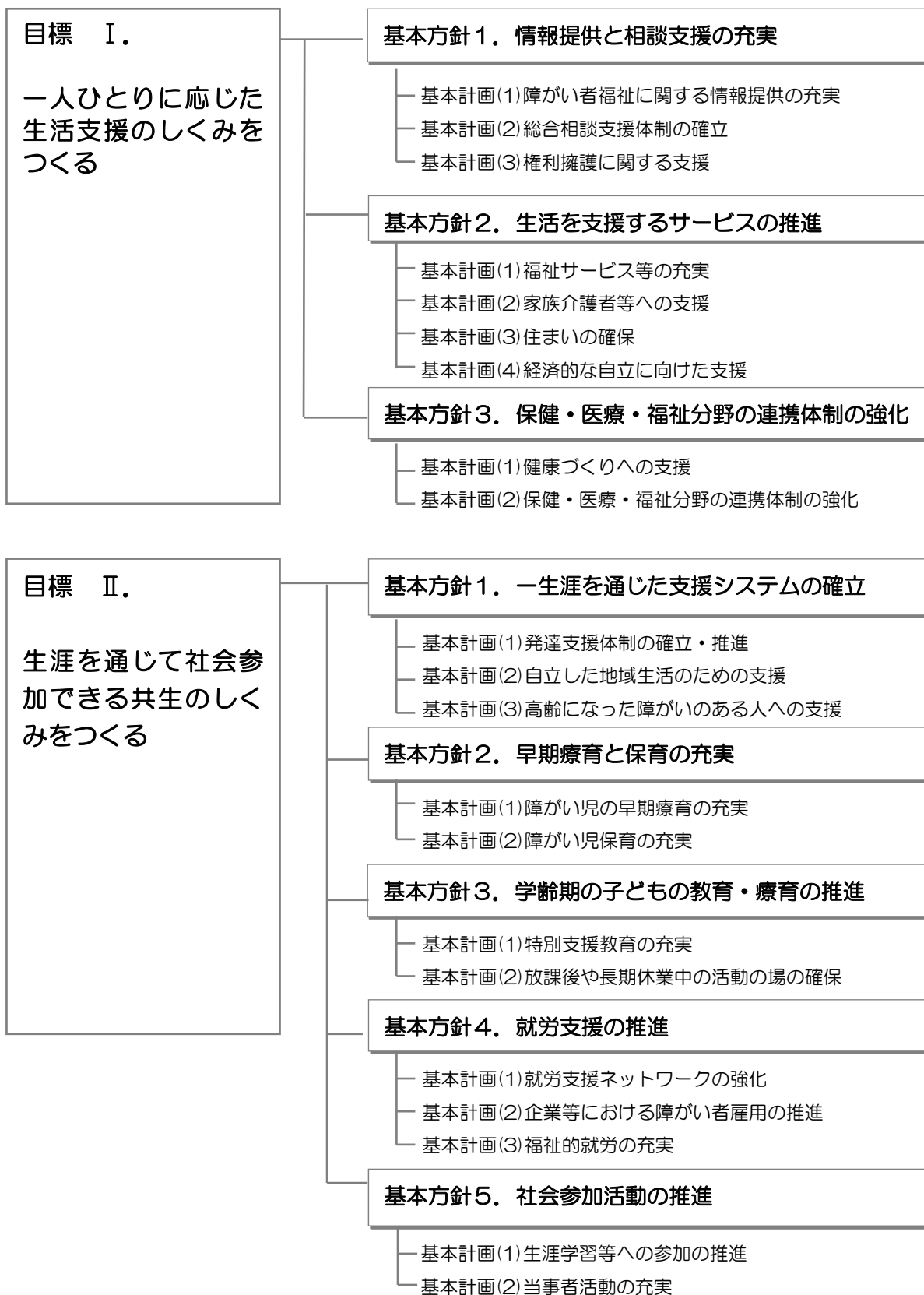
5. 効果的な事業推進を図る

本計画に掲げた取り組みは、障がい者地域自立支援協議会[※]において関係機関・団体、事業者等が協力して推進していくための具体的な方策を検討し、優先度等も定めながら効果的に推進していきます。

また、事業の評価を行い、よりよい取り組みとしていくように努めます。



4 計画の体系



目標 Ⅲ.

だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

基本方針1. 市民の理解と協働の推進

- 基本計画(1)障がいを理由とする差別の解消の推進
- 基本計画(2)障がいのある人を支援する地域福祉活動の推進

基本方針2. 快適で安全なまちづくりの推進

- 基本計画(1)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 基本計画(2)移動に関する支援
- 基本計画(3)防災、防犯に関する支援

第4章 障がい者福祉の基本計画

目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

基本方針1 情報提供と相談支援の充実

【現状と課題】

近年、障がいのある人を取り巻く状況はめまぐるしく変化し、障がい者福祉に関する情報量が多くなっています。一人ひとりが、必要な支援を受けながら主体的に日常生活、社会生活を送るためには、法制度やサービスについてわかりやすく知ることができる環境が重要です。

本市では、広報いが市や市のホームページ、障がい者福祉ガイドブック※等で、障がい者福祉に関する各種制度やサービス内容に関する情報提供を行っています。今後も必要な人に的確に最新の情報が提供できるよう、発信方法の工夫や多様な情報提供に努めるとともに、情報活用のための意識づくりに努める必要があります。

また、障がい者相談支援センター※では、専門の相談員がさまざまな障がいにおける各種の相談やサービスの利用調整を行っています。あわせて、市内3箇所に設置されている地域包括支援センター※では、障がいのある人の一次相談窓口として、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師がそれぞれの専門性を活かして相談を受け、適切な関係機関へつなげています。

今後も、一人ひとりのニーズに応じた相談支援を行い、年々増加する多様な相談に対応するため、相談員の人材確保を図るとともに、地域の中核的な相談支援の拠点として基幹相談支援センター※を設置し、より円滑に対応でき

※ 障がい者福祉ガイドブック

障がい者に関するさまざまな制度をとりまとめ、市が作成する冊子。

※ 障がい者相談支援センター

障がいのある人やその家族、関係機関からの相談に応じ、地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続きの支援や調整を行う機関。

※ 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。高齢者の生活に関わることの総合的な相談や、福祉サービス(介護予防サービス等)の利用手続きの支援や調整を行う。

※ 基幹相談支援センター

障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の改正により、相談支援体制の強化を目的として2012(平成24)年4月から設置されることとなった機関。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区

る相談支援体制づくりに努める必要があります。

さらに、障がいのある人の権利擁護^{*}に関して、障害者虐待防止法^{*}に基づく虐待防止や早期対応のための支援体制を強化する必要があります。

【アンケート調査の結果からみたニーズ】

障害福祉サービス^{*}を「知っている」障がい者（児）は4割から5割程度にとどまり、情報提供の方法について工夫する必要があります。

困ったことは「家族」に相談する人が5割を超えており、相談された家族から相談機関につなぐ工夫が必要です。また、『相談窓口の充実に必要なこと』として「自分の住んでいる身近な場所で相談ができること」、「適切なアドバイスができる人材の確保」と答えた人が多く、身近な地域での相談しやすい環境の整備や相談員の質の向上が求められています。



基本計画

(1) 障がい者福祉に関する情報提供の充実

施策の方向① 総合的できめ細かな情報提供の充実

障がい者福祉に関する情報を、市が実施するサービスだけでなく、県や関係機関、民間団体等の事業や活動についても総合的に提供していきます。

また、サービス事業者、保育・教育・保健・医療等の関係機関、障がい者相談員[※]及び民生委員児童委員など障がいのある人と身近に接する支援者との情報共有を図り、障がい者福祉に関する情報が必要とする人への的確に届くよう、きめ細かな情報提供を行います。そのために、障がい者福祉にかかわる市職員が知識の向上のための研修に積極的に参加し、スキルアップに努めます。

情報提供手段については、広報いが市、ホームページ、行政情報チャンネル及び障がい者福祉ガイドブック[※]等で随時情報を提供し、効果的に行います。あわせて、情報保障[※]の観点から点字や音声をはじめ、障がいの特性に応じたきめ細かい情報伝達手段の確保に努めます。

施策の方向② 情報を活用する意識づくりの推進

障がいのある人自身や支援者等が、障がい者福祉に関する情報を収集したり活用する力を高めていくため、障がい者団体や教育機関等と協力して情報交換の場づくりや学習活動を進めていきます。



※ 障がい者相談員

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、障がい者の地域生活の支援、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力などを行う、市が委嘱し、活動している相談員。

※ 情報保障

「知る権利」を保障することを目的とし、障がいのために情報を収集することができない人に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。

(2) 総合相談支援体制の確立

施策の方向① 総合的な相談支援体制の充実

支援が必要な人のニーズを的確に引き出し、必要なサービスにつなげるため、障がいに関する一次相談窓口である市内3箇所の地域包括支援センター※と障がい者相談支援センター※が連携し、障がいのある人及びその家族からの相談に対応するとともに、障害福祉サービス※の利用等について、指定特定相談支援事業所※等の関係機関と連携し、相談支援の充実を図ります。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター※を設置します。

施策の方向② ケアマネジメント※の充実

1人ひとりのニーズに応じた継続的な相談支援を行う市内の指定特定相談支援事業所※のスキルアップを図ります。また、障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント※をさらに充実します。

施策の方向③ ピアカウンセリング※の推進

障がい者団体や関係機関等と協力して、ピアカウンセラー※やピアサポーター※の育成を支援するとともに、障がい者地域自立支援協議会※等においてピアカウンセリング※の場づくりやピアサポーター※活動を推進するための施策を検討していきます。

※ 指定特定相談支援事業所

障がいのある人が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを実施する等の支援を行う事業所。

※ ケアマネジメント

障がいのある人の多様なニーズを把握し、さまざまなサービス提供機関と調整を行いながら支援計画を作成し、適切なサービスを提供すること。

※ ピアカウンセリング

自分自身の経験や体験をもとに、障がいを持つ仲間（Peer）同士が話を聞き合い助言し合う活動。

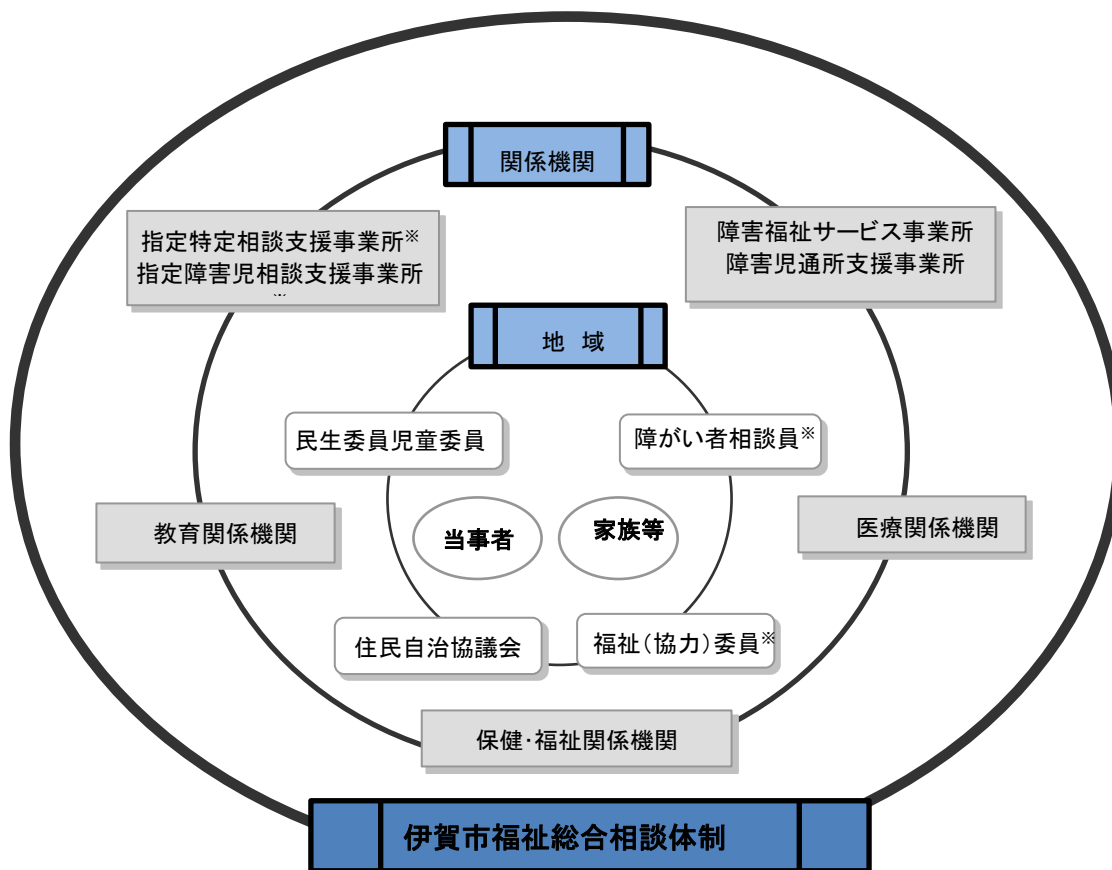
※ ピアカウンセラー／ピアサポーター

同じ悩みを共有する仲間として相談に乗り、一緒に解決策を考え相談者自身が自分の力で問題を解決できるようにサポートする人。

施策の方向④ 身近な地域での相談推進

障がい者相談員※、民生委員児童委員、福祉（協力）委員※、住民自治協議会等の協力を得ながら、社会福祉協議会と連携し、地域のなかで支援が必要な人の発見や、身近なところで気軽に相談できる場づくりに取り組むとともに、専門的な相談機関に的確につなげるため、身近な地域での相談を推進します。

図 相談支援体制のイメージ図



こども発達支援センター※・障がい者相談支援センター※・地域包括支援センター※（中部・東部・南部）

※ 福祉（協力）委員

地域のなかで困りごとがある人を発見し、民生委員児童委員と連携して支援するボランティア。必要な相談窓口につないだり、福祉に関する情報を住民に伝えるなどの役割を担う。

※ 指定障害児相談支援事業所

障がいのある児童が障害児通所支援サービス等を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを実施する等の支援を行う事業所。

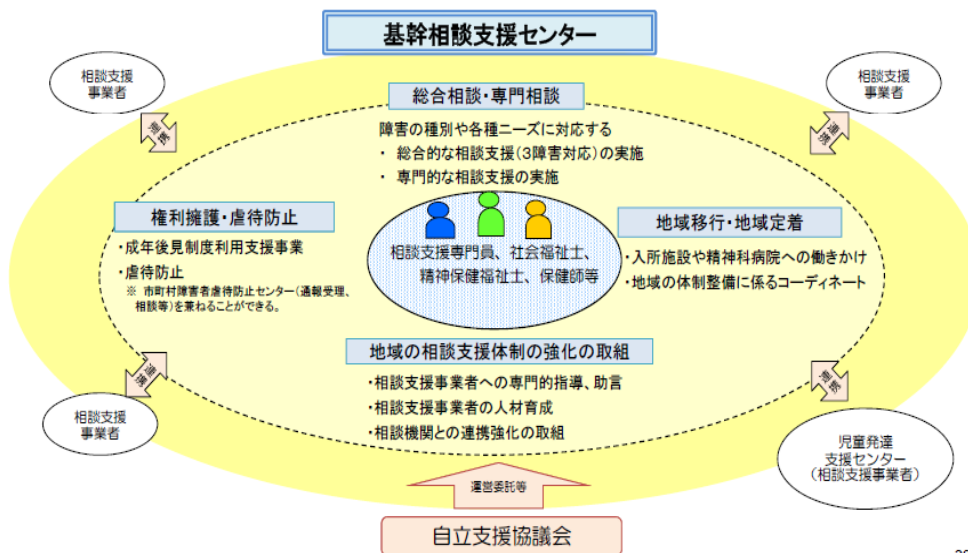
※ こども発達支援センター

原則 18 歳までの子どもの発達や子育てに関して悩みを抱えている保護者や関係機関からの相談を受け、子どもの発達について、乳幼児期から学童期、就労期まで継続した支援につながるよう、保健師、保育士、教員、ケースワーカー等と連携しさまざまな支援を行う機関。

図 基幹相談支援センター※のイメージ図 (厚生労働省資料より)

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。



39

(3) 権利擁護※に関する支援

施策の方向① 権利擁護※に関する相談支援体制の充実

障がい者相談支援センター※において、障がいのある人からの生活面の相談を受けるとともに、権利擁護※支援が必要な人については、伊賀市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業※の利用や成年後見制度※利用の支援を行います。

施策の方向② 日常生活自立支援事業※の充実

日常生活自立支援事業※について、事業内容や相談窓口の普及啓発を行います。また、各相談支援機関等と協力して日常生活自立支援事業※の利用促

※ 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力の不十分な人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう支援する事業。利用者との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、書類預かり等のサービスを行う。

※ 成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、財産管理や契約などに関して本人の代わりに判断したり、同意や取り消しなどを行う制度。

進を図るとともに、社会福祉協議会と連携し、事業の充実に努めます。

施策の方向③ 成年後見制度[※]の充実

成年後見制度[※]を活用した権利擁護[※]支援を推進するため、伊賀地域福祉後見サポートセンター[※]が中心となって情報提供や相談支援の充実に努めます。また、後見活動を担う第三者後見人[※]を確保するため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職と連携し、第三者後見人[※]の養成を推進するとともに、支援についても検討します。さらに、成年後見制度[※]の内容や相談窓口について、制度の普及啓発を行います。

施策の方向④ 虐待の早期発見と支援体制の強化

養護者、障がい福祉施設従事者、使用者（事業主）等による障がいのある人への虐待防止の啓発を行うとともに、支援者や関係機関等と連携し、虐待の早期発見及び支援体制の強化に努めます。

また、障がい者虐待を発見した際の通報義務等について、市民への周知を図ります。



※ 伊賀地域福祉後見サポートセンター

伊賀市と名張市が伊賀市社会福祉協議会に委託し設置した機関で、成年後見制度に関する相談・助言、情報提供等や後見人の支援などの事業を実施する。

※ 第三者後見人

弁護士、司法書士などの法律職種及び、社会福祉士などの福祉職種が親族の後見人の代わりに、あるいは親族の後見人とともに後見人に就任すること。

基本方針 2 生活を支援するサービスの推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して生活できるようにするためには、必要な障害福祉サービス[※]等を身近なところで利用できることが大切です。

本市では、地域で自立した生活を送れるようさまざまな障害福祉サービス[※]の利用支援を行っていますが、サービス事業者の不足等が問題となっています。障がいのある人が必要なサービスを利用できるようサービス事業者のさらなる参入の促進とより質の高いサービスの提供が求められています。

また、地域で自立した生活を送るための拠点としての住まいの確保も、障がいのある人の地域移行[※]を推進するうえで課題となっています。

【アンケート調査の結果からみたニーズ】

将来の生活について、「自宅で家族と暮らしたい」と考えている人は、身体障がいのある人で52.7%、知的障がいのある人で37.8%、精神障がいのある人で42.0%となっており、自宅での生活を望んでいる人の割合が高くなっています。

基本計画

(1) 福祉サービス等の充実

施策の方向① 障害福祉サービス[※]等の充実

障がいの種別や程度にかかわらず、多様なニーズに応じた障害福祉サービス[※]等を身近なところで利用できるよう、サービス事業者や専門機関、医療機関等と連携して、人材や拠点の確保に努めるとともに、職員の処遇改善のため障害福祉サービス報酬の改善等を国や県と連携して取り組んでいきます。

さらに、一人ひとりのニーズにきめ細かく対応し、質の高いサービスを提供していくために、サービス事業者の意識や技術を一層高める研修を推

※ 地域移行

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神に障がいのある人を地域における生活に移行するための支援。

進めます。

施策の方向② 地域生活への移行に向けた支援

福祉施設や医療機関から地域生活への移行を促進するため、指定一般相談支援事業所[※]や関係機関等と連携し、一人ひとりのニーズに応じた情報提供やサービスの提供調整に努めるとともに、地域生活に必要な社会資源の整備を推進します。

施策の方向③ 地域住民や民間団体等の支援活動との連携

地域で安心して暮らすためのよりきめ細やかな生活支援を行うため、障害福祉サービス[※]と地域住民や民間団体等による地域福祉活動との連携を推進します。

(2) 家族介護者等への支援

施策の方向① 障害福祉サービス[※]等の利用促進

障がい者相談支援センター[※]や指定特定相談支援事業所[※]において適切な相談支援を行い、障害福祉サービス[※]等の利用につなげることにより、家族介護者の負担の軽減を図ります。

また、急に家族が介護できなくなった場合に対応するため、短期入所[※]や日中一時支援[※]等へのサービス事業所の参入促進に努めるとともに、他の制度の施設の利用についても検討していきます。

施策の方向② 介護者の交流や学習活動等への支援

介護をしている家族同士が、交流や学習等の主体的な活動を通じて悩みや経験を分かちあい、支えあいながら、介護の負担を軽減できるよう支援します。

※ 指定一般相談支援事業所

障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人が、地域生活へ移行するための支援や、居宅において一人暮らしをしている人等の夜間や緊急時等における支援を行う事業所。

※ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業。

※ 日中一時支援

障がいのある人の日中活動の場を確保するとともに、介護している家族の一時的な休息などを支援する事業。

(3) 住まいの確保

施策の方向① 居住系サービスの充実

地域での自立した生活の拠点として、サービス事業者と連携し、グループホーム*等の施設の充実に努めます。

施策の方向② 地域での自立生活に向けた住宅確保の推進

自立して生活できる住宅を確保していくために、不動産事業者や地域住民の理解を得るよう啓発を行うとともに、公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援を推進します。

(4) 経済的な自立に向けた支援

施策の方向① 年金、手当等の充実

経済的に自立した生活を送るために、年金制度・各種手当の充実に向けて、国や県と連携して取り組んでいきます。また、年金や手当等の支給に関する情報提供や支援を行っていきます。

施策の方向② 医療費等の自己負担軽減のための制度の充実

所得が低い人等の医療費の自己負担の軽減など、諸制度の改善や支援の充実に国や県と連携して取り組んでいきます。

施策の方向③ 金銭管理に関する支援の推進

判断能力に不安がある人の日常の金銭管理や、消費者被害等の防止を支援し、経済的な自立を進めていくよう、成年後見制度*や日常生活自立支援事業*の利用を促進します。

* グループホーム

障がいのある人が世話人等の支援を受けながら、地域で共同生活を営む住居。介護サービスを当該事業所の職員が提供する「介護サービス包括型グループホーム」と介護サービスを外部の居宅介護事業者等に委託する「外部サービス利用型グループホーム」がある。

基本方針3 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、だれもが健康な身体とところを保てるように、市民の主体的な健康づくりの取り組みと、年代や障がいの種別に応じたきめ細かな保健サービスの対応が求められます。

本市においては、さまざまな保健事業に取り組むとともに、スポーツ大会の開催などを通して、障がいのある人の健康に対する意識向上に努めています。今後も、障がいのある人が参加しやすい健康づくり活動を継続的に支援していくとともに、障がいのある人自身も普段から身近なところで医療が受けられるよう意識づくりをする必要があります。

また、ストレスの多い現代社会では、精神障がいのある人が増加する傾向にあるため、こころの健康づくり活動の充実は重要な課題です。

さらに、健康診査や保健指導を通じて、障がいの原因となる疾病等の早期発見と予防、リハビリテーションの充実が求められており、医療関係者への理解促進と啓発活動を行うとともに、保健・医療・福祉分野の連携体制を強化していく必要があります。

【アンケート調査の結果からみたニーズ】

自由記述の中では、身近な地域で専門的な医療を受けられるよう病院や施設の充実を希望する意見や在宅医療の充実を求める意見がありました。



基本計画

(1) 健康づくりへの支援

施策の方向① 主体的な健康づくりの推進

「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、健康管理や健康づくりに主体的に取り組んでいくよう、啓発や学習機会の提供に努めます。

施策の方向② 保健サービスの利用促進

健康の維持や増進を図るとともに、疾病の早期発見や二次障がいを予防していくために、健康診査、健康相談、健康教室などの保健サービスの利用を促進するよう、障がい者団体やサービス事業者、医療機関等と協力しながら、情報提供及び情報保障*を行います。

施策の方向③ こころの健康づくりへの支援

教室や講演会などを実施し、こころの健康づくりについての知識を普及するとともに、メンタルパートナー*の養成など支援体制の充実を図ります。

(2) 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

施策の方向① 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

医療ニーズのある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉分野の連携の強化を図ります。

* メンタルパートナー

自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人のこと。

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

基本方針1 一生涯を通じた支援システムの確立

【現状と課題】

障がいのある人一人ひとりが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で他の人々と共生できる社会を実現するためには、保健・医療・福祉・保育・教育・司法・就労・住宅等の分野が一体となって、一生涯を通じて支援することが重要です。

しかし、現状では児童から成人へ、また、成人から高齢者へと、年代が変わるごとに関係する法律や制度が変わるため、受けられるサービスや支援機関などの変更を余儀なくされ、一生涯を通じた一貫した支援を受けることが難しい状況です。

本市においては、一次相談窓口である3つの地域包括支援センター[※]とこども発達支援センター[※]、障がい者相談支援センター[※]が一体となり、保健・医療・福祉・保育・教育・司法・就労・住宅等の関係機関と連携し、ライフステージ[※]に応じた支援を行っています。

今後は、関係機関のさらなる連携と相談支援のコーディネート機能を強化する必要があります。

【アンケート調査の結果からみたニーズ】

障がいのある子どもの保護者に『相談窓口で必要なこと』を尋ねると、51.6%の人が「福祉、教育、就労等の一貫した相談支援体制を充実すること」と答えています。

基本計画

(1) 発達支援体制の確立・推進

施策の方向① 発達支援システムの構築

乳幼児期、学齢期から青年期までの障がいのある子どもに、途切れの無い支援をするため、こども発達支援センター*の充実を図るとともに、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関による早期からの横断的な発達支援のしくみをつくります。

施策の方向② 発達障がい*児等に対する支援

保育所（園）、幼稚園、学校及び各関係機関が作成する支援計画に加え、保護者が作成する「伊賀市さぼーとファイル*」を活用し、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、高機能自閉症*、注意欠陥多動性障がい*、学習障がい*などの発達障がい*がある子どもとそれらの不安を抱えた家族や関係者への支援を行います。

※ 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。相手の意図を読みとったり、会話などの対人関係が取りにくい状態。言葉の遅れや強いこだわりが出る場合もある。

※アスペルガー症候群

知的障がいがない、あるいはほとんどないが、自閉症同様の「かかわり」「コミュニケーション」「こだわり」の障がいという3つの特徴を併せ持った発達障がい。

※ さぼーとファイル

子どもの発達や特性等を保護者が記録するファイル。関係機関へ提示し情報提供を行うことでさまざまな機関が共通の理解のもと支援を行う。

※ 高機能自閉症（HA）

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわる等の行動面に障がいを持つ自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

※ 注意欠陥多動性障がい（ADHD）

注意障がい、多動性、衝動性を特徴とする行動の障がい。

※ 学習障がい（LD）

知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどのうち特定の能力に著しい困難がある発達障がい。

施策の方向③ 地域の学校との連携強化

特別支援学校[※]をはじめ、地域の学校に通う子どもの一貫した発達支援を進めるため、保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校と情報を共有し、連携を強化します。

(2) 自立した地域生活のための支援

施策の方向① 自立した地域生活のための支援

ライフステージ[※]に応じて自立した生活に必要な力を身につけるための学習・体験等の機会を提供するとともに、それらの成果を活かして社会参加していくための支援に努めます。

また、生涯を通じた生活支援、就労支援を系統的かつ継続的に行い、障がい者相談支援センター[※]が中心となり、関係機関と情報を共有し、障がいの種別や程度にかかわらず、地域で自立して生活していけるよう連携していきます。

(3) 高齢になった障がいのある人への支援

施策の方向① 高齢になった障がいのある人への支援

高齢になった障がいのある人が地域で生活できるよう、制度の隙間をうめる支援を充実するとともに、他の制度の利用も含め、関係機関と連携し支援します。

※ 特別支援学校

障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。これまでの「盲学校・ろう学校・養護学校」が特別支援学校に一本化された。

施策の方向② 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される 地域包括ケアシステムづくり

いわゆる「2025年問題[※]」を見据え、急増することが予想される医療・介護ニーズに対し、病院や介護施設などに頼るだけでなく、地域全体で確実に応えていくため、保健、医療、福祉分野の専門職にある人たちの多職種協働による連携を強化し、地域の実情に応じた包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す地域包括ケアシステムの構築を進めます。



※ 2025年問題

団塊の世代（第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代）が2025年ごろまでに後期高齢者（75歳以上）となることにより、医療費など社会保障費の急増が懸念される問題。

基本方針 2 早期療育と保育の充実

【現状と課題】

すべての子どもが健やかに成長し、自身の力を十分に発揮し、自分らしく生きるためには、障がいのある子どもや発達過程において未熟さやつまずきがある子どもに対して、乳幼児期の早いうちから見守りや成長する機会を保障することが重要です。

本市では乳幼児健診等から保護者への丁寧な関わりを重要視し、子育てに対するフォローアップ等に取り組んでいます。

また、市内の療育施設や保育所（園）・幼稚園において、障がい児保育や巡回相談を行っています。

今後は、子どもの成長する機会を保障し、子どもの成長を共に見守る療育支援や地域社会の中で安心して子育てができる基盤づくりが求められていることから、2015(平成27)年4月に施行される「子ども・子育て支援法[※]」の基本理念に基づき、こども発達支援センター[※]を中心に子どもや家族を支援するため、母子保健関係機関との連携をより強化する必要があります。また、子どもの障がいを受け入れられない保護者を支援していくことも重要です。

【アンケート調査の結果からみたニーズ】

障がいのある子どもの保護者に『困った時の相談相手』を尋ねると「家族・親族」(57.1%)が最も多く、次いで「保育所・幼稚園や学校の先生」(23.1%)となっており、「こども発達支援センター[※]」等の関係機関はいずれも10%未満となっています。

※ 子ども・子育て支援法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。2012（平成24）年に成立し、2015（平成27）年4月から施行される。

基本計画

(1) 障がい児の早期療育の充実

施策の方向① 母子保健・発達相談体制の充実

こども発達支援センター※では、障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもを早期に適切な支援につなげるため、療育や障害福祉サービス※に関する情報を提供します。

また、乳幼児健診等の母子保健事業の充実を図り、身近に接する医療機関等との連携を強化し、障がいや発達について気軽に相談できる体制を充実します。

施策の方向② 早期療育体制の充実

保育所(園)・幼稚園、こども発達支援センター※等の専門機関が連携を強化し、身近な地域で、個別の専門的な療育を受けられるよう療育センター※機能を備えた支援体制を構築します。

施策の方向③ 発達に関する保護者等の理解の推進

障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもの保護者等が、障がいや発達についての理解を深め、早期療育の必要性を理解し、共に取り組んでいけるよう、啓発に努めます。

※ 療育センター

障がいやその心配のある18才以下の子どもを対象に、早期発見・早期療育、各種療育相談、巡回相談等を行い、子どもとその家族を支援するための専門機関。医療・保健・福祉・保育・教育等の各関係機関と連携し、地域の療育拠点としての機能を持つ。

(2) 障がい児保育の充実

施策の方向① 障がい児保育体制の推進

障がいのある子ども一人ひとりの障がいやニーズに応じた発達支援を推進するため、保育所（園）・幼稚園において、障がい児保育を継続して実施していきます。その中で、保育士等の人材の確保や障がい児保育の理解と知識を深める研修を行うなど、保育環境の充実を図っていきます。

施策の方向② 専門機関等との連携強化

保育所（園）・幼稚園等とこども発達支援センター※を中心とした専門機関との連携を強化し、巡回相談などを効果的に活用していきます。



基本方針3 学齢期の子どもへの教育・療育の推進

【現状と課題】

障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもが、社会の一員として主体性を発揮し、目標をもっていきいきと生活できるよう、その子どもに応じた教育や療育の推進が重要です。

本市においては、特別支援学校[※]や専門機関との連携を図りながら就学指導を行い、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実に努めています。

今後も、障がいのある子どもの多様なニーズに対応するため、教職員の資質向上を図るとともに、地域の学校と連携し、進学や就職等へ円滑につながるよう、途切れのない支援が必要です。

また、障がいのある児童及び生徒の放課後や学校の長期休業中の活動の場が不足しています。今後も、引き続きサービス事業所の日中一時支援[※]事業等への参入促進を図るとともに、放課後児童クラブ[※]での受入れを推進していく必要があります。

【アンケート調査の結果からみたニーズ】

現在の放課後や学校の長期休業中の過ごし方について、「家で過ごしている」が77.1%と最も多くなっていますが、『どのように過ごしたいか』と尋ねると「日中一時支援[※]事業所に通いたい」が21.7%となっています。

※ 放課後児童クラブ

学校終了後や長期休業期間に、仕事などで保護者が家にいない原則小学校低学年の児童に、指導員が遊びや生活の場を提供する事業。

基本計画

(1) 特別支援教育※の充実

施策の方向① 就学指導の充実

一人ひとりのニーズに応じた教育を実現するため、乳幼児期の支援をふまえた就学時の相談や支援の充実を図り、関係機関が情報を共有しながら連携し、系統的な支援を行います。

施策の方向② 地域の学校での特別支援教育※の充実

一人ひとりのニーズに対応できるよう、個別の教育支援計画に基づき、特別支援教育コーディネーター※が中心となって特別支援教育※を推進するとともに、必要に応じて生活学習支援員等の配置に努めます。

また、障がいのある子どもが適切な教育を受けられるよう、ニーズに応じた特別支援学級※の設置を県と連携し取り組んでいきます。

施策の方向③ 特別支援学校※や専門機関等との連携強化

それぞれの地域の学校での特別支援教育※を専門的な見地から支援するため、教育相談や事例検討会等に、特別支援学校※や関係機関から相談員等を招き、特別支援学校※や専門機関等との連携を強化します。

また、学齢期の児童・生徒のニーズに応じた機能訓練等を行っていくよう、医療機関や専門機関と連携していきます。

※ 特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。

※ 特別支援教育コーディネーター

幼・小・中学校・高等学校又は特別支援学校において、障がいのある幼児、児童生徒の発達や障がい全般に関する問題について調整を行う担当者のこと。主な役割としては、保護者や校内教員の相談窓口、校内外の関係者や地域の関係機関との連携などが挙げられる。

※ 特別支援学級

障がいのある児童・生徒に学習や生活上の課題をふまえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

(2) 放課後や長期休業中の活動の場の確保

施策の方向① 放課後児童クラブ^{*}における受入れの推進

障がいのある子どもの放課後や学校の長期休業中の活動の場として、子どもたちが、障がいのあるなしにかかわらず、一緒に遊んだり、活動できるよう、放課後児童クラブ^{*}での受入れを継続します。

施策の方向② 日中一時支援^{*}事業等障害福祉サービス^{*}の充実

日中一時支援^{*}事業をはじめとする障害福祉サービス^{*}を充実し、障がいのある子どもの居場所づくりに努めます。



基本方針4 就労支援の推進

【現状と課題】

障がいのある人への就労支援は、障がいのある人の社会的自立、経済的自立とともに、社会参加を促進し、自己実現を図るうえで重要です。

本市では、関係機関と連携を図り、就労支援のネットワークづくりや、総合的な相談支援とコーディネートができる体制づくりを推進し、障がいのある人の就労定着を図るため、ジョブサポーター[※]の養成や派遣を行っています。

また、企業等に対して啓発を行い、障がい者雇用の推進を図るとともに、本市においても障がいのある人の雇用を推進しています。

今後も、障がい者雇用の職場開拓を関係機関と連携して推進するとともに、教育機関や就労施設等と連携して、個々の障がい特性に合った就労支援を行う必要があります。

【アンケート調査の結果からみたニーズ】

『障がいのある人が働くために必要な環境・条件』としては、各手帳所持者とも「事業主や職場の人が障がい者雇用について十分理解していること」が3割と最も多くなっており、企業への障がいに対する理解が求められています。

基本計画

(1) 就労支援ネットワークの強化

施策の方向① 就労支援ネットワークの強化

市、ハローワーク、各相談機関、サービス事業者、商工会議所、商工会等の福祉と労働の関係機関によるネットワークを強化し、障がいのある人の就労を効果的に支援していきます。

※ ジョブサポーター

ジョブサポーター養成講座を修了し、ボランティアとして障がいのある人などが職場に適應できるよう、職場での直接支援や助言などを継続して行う人。

施策の方向② 総合的な相談支援とコーディネートの実

ハローワークや各相談機関との連携を強化し、障がいのある人の就労に関する相談支援とコーディネートを充実していきます。

また、就労した人を継続的に支援するため、ジョブコーチ[※]やジョブサポーター[※]等を活用してよりきめ細かな支援に努めます。

施策の方向③ ジョブコーチ[※]やジョブサポーター[※]の育成

就労を希望する障がいのある人の継続的な就労を支援するため、障がいの特性などに応じた働きやすい環境を整備していくよう、相談やアドバイスなどを行うジョブコーチ[※]やジョブサポーター[※]の育成に努めます。

(2) 企業等における障がい者雇用の推進

施策の方向① 企業等への啓発

事業主に障がい特性や施策及び制度について理解してもらうため、障がい者雇用に関する研修会等を開催するとともに、市内の企業や事業所を訪問し、障がい者雇用についての啓発を行います。

施策の方向② 障がい者雇用を行う企業等に対する支援

企業に対し、障がい者雇用に関する助成制度や、国等における支援施策についての情報提供を行うとともに、助成制度を活用するための助言や手続きの支援等をハローワークと連携して行っていきます。

また、障がいのある人を雇用している企業等に対して、障がいの特性などに応じた働きやすい環境を整備していくよう、相談やアドバイスなどを行うしくみづくりを検討します。

さらに、障がい者雇用についての意欲を高めるために、障がい者雇用を積極的に行っている企業等の取り組みを紹介していきます。

※ ジョブコーチ

就労を希望する障がいのある人と一緒に職場へ行き、共に作業等をして働きやすいように援助を行うとともに、事業主や従業員への助言や職務、職場環境の改善の提案を行うなど、職場定着を支援する国の制度の専門職。

施策の方向③ 行政機関での障がい者雇用の推進

市での障がい者雇用の推進を図るため、計画的に正規職員を採用し、臨時職員についても採用枠を確保するとともに、個々の障がいの特性に応じた適正な雇用管理を行います。

施策の方向④ 就労に向けた訓練・実習等の充実

企業等で就労するための意欲や、企業が求める知識・技能などを身につけるために、自立訓練事業[※]や就労移行支援事業[※]を推進します。また、就労支援を行う機関等と連携して障害者トライアル雇用制度[※]や職場適応訓練事業[※]などの委託訓練事業等を活用しながら、就労に向けた実践的な訓練や実習を推進します。

また、市における障がい者職場実習事業[※]は、本人の能力や状態に配慮しながら実施し、参加した実習生の就労に対する意欲が向上するよう支援します。

施策の方向⑤ 職場定着のための支援

職場での直接支援や助言を行うジョブサポーター[※]を企業に派遣し、一般就労した障がい者の就労定着支援を行います。

※ 自立訓練事業

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う事業。

※ 就労移行支援事業

65歳未満の障がいがある人で、一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

※ 障害者トライアル雇用制度

障がい者に関する知識や雇用経験がないため雇用をためらっている事業所が、障がい者を試行雇用の形で受け入れ、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりをすすめる事業。

※ 職場適応訓練事業

県が障がいのある人の採用を希望する事業主に委託し、能力に適した作業の訓練を行うことで、事業主や障がいのある人の不安を解消し、訓練終了後は引き続き雇用することを目指す事業。

※ 障がい者職場実習事業

市役所庁舎内で障がいのある人の職場実習を受け入れ、一般就労に対する意欲をたかめるとともに、市職員の障がいのある人に対する理解の促進を図ることを目的として市が実施している事業。

(3) 福祉的就労の充実

施策の方向① 日中活動系サービス等の充実

企業等での就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加できるよう、それぞれの適性に応じた作業指導や生活指導を行う就労支援事業所の充実に努めます。

施策の方向② 就労事業への支援

就労継続支援事業[※]等での生産業務の拡大と工賃の確保を図るよう支援します。また、企業からの安定した受注の確保を図るため、複数の事業所が共同で作業を受注するしくみを検討していきます。

施策の方向③ 優先調達推進

障害者優先調達推進法[※]に基づき、関係機関と連携して、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。



※ 就労継続支援事業

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行なう事業。

※ 障害者優先調達法

障がい者就労施設等で就労する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入(調達)することを推進することを目的とする法律。

基本方針5 社会参加活動の推進

【現状と課題】

生涯学習・スポーツ活動等は、障がい者の社会参加を促進し、生活の質を向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復の効果も期待できます。

本市では、障がいのある人の社会参加を支援するため、移動支援やコミュニケーション支援、障がい者団体への社会参加費用の助成を行っています。また、障がいのある人自身による交流会等の開催によって、当事者同士の交流も図られています。

今後も、障がい者団体などの活動支援や、障がいのある人もない人も共に楽しめる生涯学習・スポーツ・交流の場の提供に努め、障がいのある人が積極的に参加できる環境づくりに努める必要があります。

【アンケート調査の結果からみたニーズ】

市民アンケートからは、障がいや病気を正しく理解するためには、『障がいのある人の就労や社会参加の機会を増やす』や『障がいのある人もない人もともに参加できる行事を増やす』がともに回答の4割となっています。



基本計画

(1) 生涯学習等への参加の推進

施策の方向① 参加しやすい生涯学習等の推進

生活の向上を図り、ゆとりやうるおいのある生活を送るために、文化・芸術活動やスポーツ活動を通じて、仲間づくりや達成感を感じることができるよう、誰もが参加しやすい講座、教室等の開催に努めます。

(2) 当事者活動の充実

施策の方向① 障がいのある人自身による主体的な活動への支援

地域福祉活動等に主体的に取り組んでいくよう、活動の場づくりや情報提供などを推進します。

また、障がいのある人が主体的に社会参加活動に取り組めるよう支援するため、障がい者団体の活動に対する助成を行うとともに、市民、関係団体等との連携を支援していきます。

施策の方向② 交流・学習の場の充実

社会参加活動に主体的に参加する意欲を高めるために、障がい者団体等と協力して地域における交流や学習を行う機会の充実を図ります。

また、イベント等を実施する際には、磁気誘導ループ[※]の設置、手話通訳や要約筆記[※]などによる情報保障[※]を行うことで、コミュニケーションの充実を図ります。

※ 磁気誘導ループ
補聴器を装着している人がマイク音声をはっきり聞き取るための装置。

目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

基本方針1 市民の理解と協働の推進

【現状と課題】

2013（平成25）年6月、障害者差別解消法[※]が制定され、障害者権利条約[※]が、2014（平成26）年1月に批准されました。障がいのある人もない人も安心してこころ豊かに暮らせる地域社会は、インクルージョン[※]の理念が行き届いた住みやすい社会であるといえます。そうした社会づくりを推進するためには、すべての人が障がいについて理解し、認識を持つことが必要であり、障がいのある人の問題を基本的人権の問題としてとらえ、障がいのある人のみが抱える問題ではなく、市民一人ひとりが身近な問題として考えていくことが重要です。

本市では、広報いが市やホームページ等を通じた、障がいについての理解を深めるための啓発を推進するとともに、保育所(園)・幼稚園・小中学校や特別支援学校[※]と連携し、交流や体験学習等に取り組んでいます。また、近年、市民のボランティアへの関心が高まり、個人や団体、地域、企業が積極的に福祉・環境・教育等さまざまな分野の活動に参加しています。

今後も福祉教育[※]の充実を図るとともに、ボランティア活動への参加をさらに促進し、ボランティア養成講座修了者をボランティア活動の実践の場につなげていくことが必要です。さらに、各地域の住民自治協議会と行政が協働し、地域の支援体制を構築していくことが求められています。

※ インクルージョン

障がいのあるなしで区分することなく違いを認め、すべてを包み込む学校・社会が望ましいという考え方。

※ 福祉教育

すべての人を個人として尊重し思いやりの心を持って助け合う意識を育て、共に生きる人間の育成を目指す教育。

【アンケート調査の結果からみたニーズ】

『障がいによる差別・いやな思い』として、「よくある」、「時々ある」、「何度かある」と答えた、『差別を受けたり、いやな思いをしたことがある人』は、身体障がいのある人で27.1%、知的障がいのある人で47.9%、精神障がいのある人で47.7%に上っており、また、『障がいに対する市民の理解』について「あまり深まったとは思わない」が27.8%と最も多くなっていることから、障がいに対する一層の理解が求められています。

基本計画

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

施策の方向① 障がいのある人の人権に関する理解と認識の啓発

障がいのある人の人権に関する理解と認識を深めるため、広報いが市やホームページ等を通じた啓発を推進するとともに、講演会の開催や障害者週間[※]などのイベントを通じて積極的に呼びかけていきます。

施策の方向② 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法[※]及び差別解消に向けての政府の基本方針に基づき、市の取り組みに関する要領を策定します。

また、障がいのある人からの相談や紛争解決のための体制を整備するとともに、地域の関係機関が連携し、差別解消に向けた取り組みを進めるための障害者差別解消支援地域協議会[※]の設置を検討します。

※ 障害者週間

広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。期間は12月3日から12月9日までの1週間。

※ 障害者差別解消支援地域協議会

障がいに関する相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるため、国や地方公共団体の機関が、地域の関係機関等の連携のために設置する協議会。

施策の方向③ 学校での交流や体験学習の推進

保育所(園)・幼稚園・小中学校が特別支援学校[※]と連携し、体験や交流を活かした学習を通して、障がいについて理解し、共に生きる意識を身につけるための取り組みを推進します。

また、これらの取り組みを、障がいのある人や関係機関・団体・地域住民等の協力を得ながら推進します。

施策の方向④ 地域での福祉教育[※]や交流・体験学習等の推進

地域住民の障がいについての理解を深めるために、障がい者団体や住民自治協議会等と協働して、交流や体験学習等の地域での福祉教育[※]の取り組みを推進します。

(2) 障がいのある人を支援する地域福祉活動の推進

施策の方向① ボランティア等の養成と活動への支援

障がいのある人の生活を支援する活動を推進するために、障がいについての理解・学習と連動させながら、ボランティア活動等の情報提供を行い、広く市民に参加を呼びかけていきます。

また、ボランティア養成講座等を行い、修了者を実践の場につなげていくよう努めます。さらに、ボランティア活動・NPO活動を行っている市民や団体等への支援を行います。

施策の方向② 身近な地域での助け合い活動の推進

民生委員児童委員や福祉(協力)委員[※]などによる日常的な支援とともに、住民同士の見守りや助け合いのしくみを住民自治協議会と協働して推進していきます。



基本方針 2 快適で安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

障がいのある人のみならず、高齢者や妊産婦、子どもなど、誰もが心地よく暮らすために、ユニバーサルデザイン^{*}の理念に基づき、総合的かつ継続的な取り組みを推進していくことが重要です。

本市では、障害者週間^{*}に啓発チラシを配布し、市民への周知を図るとともに、市役所窓口に簡易筆談器^{*}の設置や手話通訳者を配置し、コミュニケーションの円滑化を図っています。また、市が主催する講演会や研修会に手話通訳者及び要約筆記^{*}奉仕員を派遣しています。今後も、広く市民に対して、ユニバーサルデザイン^{*}の考え方を普及啓発していくとともに、行政においてもユニバーサルデザイン^{*}の理念に基づいた事業を推進していくことが必要です。

2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災を機に、防災に関する関心が高くなっています。本市では、18 施設を福祉避難所^{*}として指定するとともに、災害時の緊急情報を配信する「あんしん・防災ネット」を運用しており、加入者は増加傾向にあります。今後は、障がいのある人自身が普段から防災・防犯に関する意識を持つよう啓発するとともに、災害時の地域での見守り・支援体制づくりを推進する必要があります。

【アンケート調査の結果からみたニーズ】

『ユニバーサルデザイン^{*}を進めるために優先して整備すべき環境・制度』としては、身体障がいのある人で「道路、建物、乗り物等の出入り口の段差解消」が、知的障がいのある人、精神障がいのある人では、「障がいのある人が利用しやすいバスなどの交通手段の充実」等が多くなっています。

また、『災害時の不安』として、身体障がいのある人で「安全なところまで避難することができない」、知的障がいのある人で「どのような災害が起こったかすぐにわからない」、精神障がいのある人で「必要な治療や薬が確保できない」がそれぞれ最も多くなっています。

※簡易筆談器

磁気で文字が書ける筆談するための用具。

※要約筆記

聴覚障がい者への情報保障手段のひとつで、話している内容を要約し、文字として伝えること。

※福祉避難所

災害時に、障がいのある人等を一時受け入れるための施設。福祉施設等を自治体が指定。

基本計画

(1) ユニバーサルデザイン[※]のまちづくりの推進

施策の方向① ユニバーサルデザイン[※]の普及・啓発の推進

あらゆる機会を啓発の場ととらえ、年齢、性別及び国籍の違い、障がいのあるなしに関わらず、誰もが心地よく利用しやすいユニバーサルデザイン[※]の考え方を普及・啓発する活動に努めます。

また、さまざまな分野でユニバーサルデザイン[※]のまちづくりを推進していくため、市民や企業等への理解を深めていきます。

施策の方向② 情報のユニバーサルデザイン[※]化の推進

障がいのある人に必要な情報が伝わるよう各種情報のユニバーサルデザイン[※]化を推進し、誰もがわかりやすい情報提供を行うよう取り組んでいきます。また、公共機関や医療機関等で円滑にコミュニケーションが図れるよう音声・点字案内の設置、手話通訳者等の配置や派遣を推進します。

施策の方向③ ユニバーサルデザイン[※]の理念に基づいた事業の推進

本市においては、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例[※]」に基づき、誰もが使いやすい施設に整備します。

また、公共施設の案内表示や行政文書の文字の大きさ・配色を考慮するとともに、窓口では簡易筆談器[※]等を使い、コミュニケーションがとれるよう努めるなど、ソフト面でもユニバーサルデザイン[※]の理念に基づいた事業を推進します。そのために、ユニバーサルデザイン庁内推進委員会[※]において、職員のユニバーサルデザイン[※]に対する理解を深めるために研修会等を通じて啓発していきます。

さらに、市主催の講演会や各種イベントの際には誰もが参加できるよう、手話通訳や要約筆記[※]などの情報保障[※]に努めます。

※ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、公共的施設の整備における整備基準の遵守やその整備計画について事前に知事(一部地域は市長)と協議しなければならないことが定められた条例。

※ ユニバーサルデザイン庁内推進委員会

ユニバーサルデザインの理念の普及及び啓発や、ユニバーサルデザインに係る資料収集、調査及び研究等を行う委員会。

(2) 移動に関する支援

施策の方向① 安定的で持続可能な交通サービスの提供

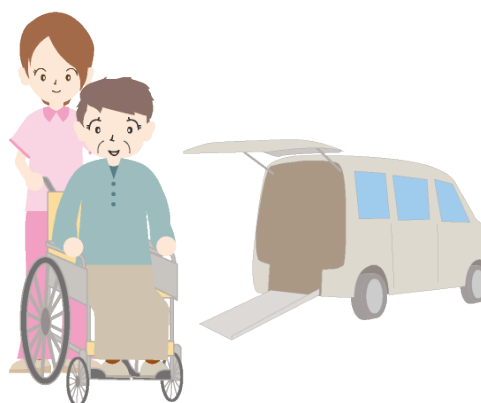
伊賀市地域公共交通網形成計画（仮称）に基づき、安定的で持続可能な交通サービスの提供に努めます。

施策の方向② 福祉有償運送[※]の充実

福祉有償運送[※]事業者がサービスを安定的に提供できるよう支援を充実し、公共交通機関を利用して移動することが難しい障がいのある人の移動手段の確保に努めます。

施策の方向③ 移動支援のためのサービスの充実

移動支援サービスを行う事業所の確保に努め、障がいのある人の社会参加を促進するための移動支援サービスの充実に努めます。



※ 福祉有償運送

道路運送法第79条に基づき、NPOなどの非営利法人が実施する事業で、自家用自動車を使用して、歩行が困難な移動制約者を自宅から目的地まで移送するサービス。

(3) 防災、防犯に関する支援

施策の方向① 防災、防犯に関する意識づくりの推進

地域で安心して暮らしていくために、障がいのある人や家族、支援者が防災や防犯についての理解を深め、自分自身で取り組む意識を高めていくよう、イベント開催時に啓発活動や講演会を行うとともに、広報いが市を活用した啓発を行います。あわせて、住宅や家庭内の点検、避難方法の確認など、災害時に備えた日常的な取り組みを推進していきます。

施策の方向② 災害時の支援体制づくりの推進

地域や関係機関との情報共有及び協働により素早く安全に避難できる体制づくりを支援します。

また、地域住民が普段から交流や訓練等を通じて、災害時等に支援が必要な人に的確な対応ができるよう、地域での支援体制づくりを支援します。

施策の方向③ 障がいに配慮した避難所の確保と避難所での生活支援の推進

災害時の避難所を障がいのある人が安心して利用できるよう、間仕切り等によるスペースの確保に努めるとともに、介護やコミュニケーションを支援する体制づくりを、サービス事業者やボランティア等と推進していきます。

また、一般避難所で過ごすことが難しい人のための福祉避難所^{*}の周知に努めます。



第5章 計画の推進のための取り組み

1 地域自立支援協議会の運営

障がい者地域自立支援協議会[※]は、障害者総合支援法[※]第77条第1項第3号に基づく相談支援事業を実施していくうえで、中立・公平性を確保し、事業を適切に運営するとともに、障がい者支援に関する機関・団体等のネットワークを構築し、困難ケースへの対応などを図る組織として位置づけられています。

本市では、こうした機能に加え、PDCA サイクル[※]により本計画の進捗状況の確認・評価及び見直しを行うとともに、障がい者福祉を推進していくうえでのさまざまな協議を行っていく中核的な組織として障がい者地域自立支援協議会[※]を設置し、障がいのある人や保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の幅広い機関の代表の参加を得ながら、運営しています。

障がい者地域自立支援協議会[※]は、全体会に加えて、療育・相談・就労・精神保健など、障がい者福祉の課題に応じた部会を設置し、各部会への障がいのある当事者の参加や相談支援システム、発達支援システム、就労支援ネットワーク等を一体的に推進していきます。

2 庁内推進委員会の運営

障がい者地域自立支援協議会[※]において協議された事項をはじめ、障がい者福祉に関して本市が実施していく施策や事業を推進していく庁内組織として障がい者福祉計画庁内推進委員会を設置しています。

本委員会は障がい者地域自立支援協議会[※]の定例会議及び各部会と連携を図るため、必要に応じて庁内関係各課の担当者等により構成するプロジェクトチームを設置し、施策や事業を推進していきます。

3 事業を実施する体制の確保

一人ひとりのニーズに応じた支援を行うために、各々の事業を的確に実施するための人材を確保し、専門性を高めていくよう、サービス事業者等と協力して取り組んでいきます。

特に、障害福祉サービス[※]の提供に従事する人材の確保が困難になっていることから、福祉従事者の処遇改善を国に求めていくとともに、法律や制度の改正などを早急に把握し、情報共有を行い、円滑な事業運営に取り組んでいきます。

また、的確な支援を行ううえでの要となる相談支援の充実を図っていくために、相談支援機関の体制と専門性を一層強化し、障がい者地域自立支援協議会[※]等での

※ PDCA サイクル

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法。計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。

議論を進め、個々の機関の専門性を活かした対応の充実を図っていきます。

4 市民や多様な団体等への普及啓発と協働

本市がめざす、「高参加・高福祉[※]」の地域福祉を進めていくため、多くの市民が障がい者福祉に関心をもち、一人ひとりができることに参加して、お互いに協力していくことが不可欠です。

そのために、各種イベント等の事業を通じて、障がいに対する理解を深めるための普及啓発を図ります。

また、地域福祉計画推進委員会との連携も図りながら、市民や地域で活動しているさまざまな団体等が障がい者福祉に関わっていくよう、各事業等における協働や、活動に対する支援を行っていきます。

さらに、災害時の支援やいざというときのSOSを発見できるしくみとなる災害時要援護者避難支援プラン[※]について、地域と協働して取り組んでいきます。そのために必要な情報については、「伊賀市個人情報保護条例[※]」に基づき、守秘義務を遵守し、提供・共有します。

5 障がい者福祉の拠点づくり

障がいのある人一人ひとりが、必要な支援を受けながら、一生涯を安心して暮らしていくためには、体系的な生活支援のシステムづくりが必要です。そのため、障がい者相談支援センター[※]・こども発達支援センター[※]・地域包括支援センター[※]等が連携した福祉総合相談体制の中で、地域における相談支援の中核的な役割を担う障がい者福祉の拠点として、基幹相談支援センター[※]を設置します。

6 国・県・関係機関等との連携

障害者総合支援法[※]に基く障害福祉サービス[※]等のさまざまな事業を推進していくうえで、広域的な対応が必要な場合や専門性が高い事業などについては国・県・関係機関等と連携を密にし、事業を実施していきます。

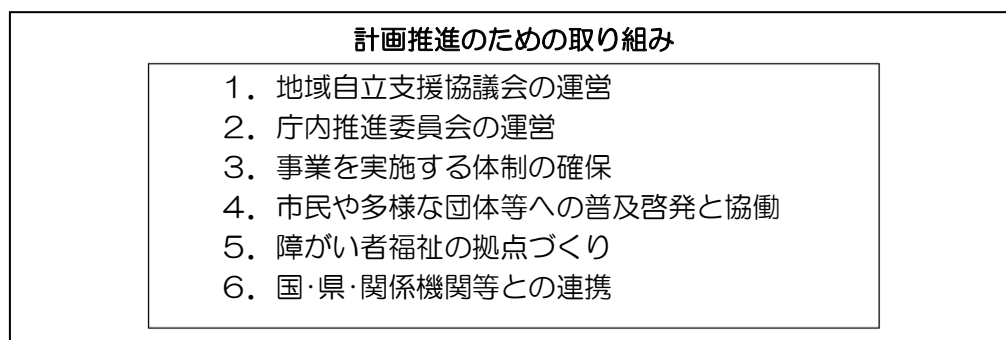
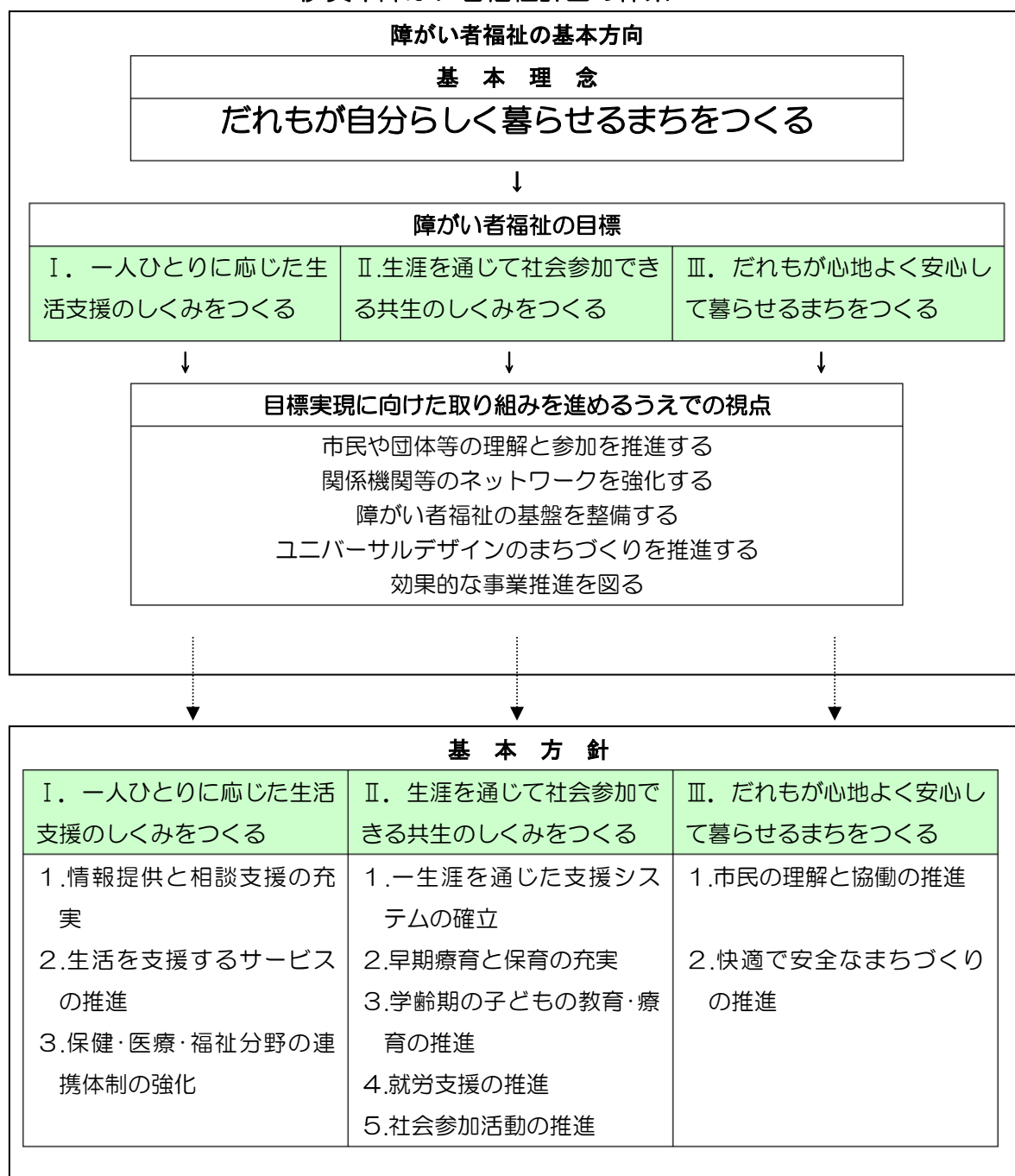
※ 災害時要援護者避難支援プラン

地域において、災害時の避難にあたって、障がいのある人など支援が必要な人を特定し、避難誘導時の留意事項等について定める「個別避難支援計画」を策定することを主眼とした取り組み。

※ 伊賀市個人情報保護条例

個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、市が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、基本的人権を擁護するとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする条例。

伊賀市障がい者福祉計画の体系



参考資料

伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例

平成25年3月14日条例第6号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に基づき、本市の障がい者のための施策に関する基本的な方針である伊賀市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、伊賀市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長からの諮問に依りて、計画の策定について調査、審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者団体を代表する者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) 就労関係機関に従事する者
- (7) 人権関係団体を代表する者
- (8) 市民から公募した者
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、その職をもって委嘱された委員の任

期は、その職にある期間とする。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、健康福祉部障がい福祉課に置く。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

伊賀市障がい者福祉計画策定委員名簿

区分	所属	氏名	性別
学識経験者	関西地域支援研究機構 代表	◎ 北野 誠一	男
	大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科准教授	吉池 毅志	男
障がい当事者 ・障がい者団体	伊賀市障害者福祉連盟(身体)	○ 坂本 元之	男
	伊賀市障害者福祉連盟(身体)	福澤 正志	男
	伊賀市障害者福祉連盟(知的)	藤島 恒久	男
	伊賀市障害者福祉連盟(知的)	野田 一尊	男
	伊賀市障害者福祉連盟(精神)	森藤 歌代子	女
	伊賀市障害者福祉連盟(精神)	矢野 真砂子	女
福祉関係者	伊賀市民生委員児童委員連合会 代表	宮本 勝巳	男
	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 代表	平井 俊圭	男
	社会福祉法人 伊賀市社会事業協会 代表	福永 重子	女
	社会福祉法人 維雅幸育会 代表	奥西 利江	女
	社会福祉法人 洗心福祉会 代表	小倉 由守	男
	社会福祉法人 伊賀昴会 代表	福原 和寿代	女
	社会福祉法人 名張育成会 代表	市川 知恵子	女
保健医療関係者	伊賀医師会 代表	紀平 久和	男
	伊賀保健所 代表	稲垣 裕久	男
	上野病院 代表	中山 滋美	女
学校教育関係者	三重県立特別支援学校つばさ学園 代表	渡辺 宏泰	男
	三重県特別支援教育連携協議会 代表	池町 健治	男
就労関係者	ハローワーク伊賀 代表	東出 昇治	男
	上野商工会議所 代表	堀川 一成	男
人権関係者	部落解放同盟 伊賀市協議会 代表	鈴木 伸宏	男
市民代表	公募委員	川口 恵美子	女
	公募委員	山口 恭司	男

◎委員長 ○副委員長

平成 23 年 6 月 1 日訓令第 24 号

(設置)

第1条 伊賀市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進等の際し庁内等の連携を図るため、伊賀市障がい者福祉計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し必要な調査検討を行い、伊賀市障がい者福祉計画策定委員会に報告すること。
- (2) 計画の推進及び達成状況に関し必要な調査検討を行い、伊賀市障がい者地域自立支援協議会に報告すること。
- (3) その他計画に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康福祉部長、副委員長は障がい福祉課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括し、副委員長は、委員長を補佐するとともに委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第5条 委員会が所掌する事務について調査研究及び支援をするため、プロジェクトチームを設置する。

- 2 プロジェクトチームの構成員は、別表第2に掲げる者とする。
- 3 プロジェクトチームにリーダーを置き、委員長がこれを指名する。
- 4 プロジェクトチームの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、議長となる。
- 5 リーダーは、必要があると認めるときは、プロジェクトチームの構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 6 リーダーは、会議の結果を委員会に報告しなければならない。

(協力要請)

第6条 委員長は、委員会の職務遂行上必要があるときは、関係機関に対し資料の提出その他の必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第7条 委員会及びプロジェクトチームの庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びプロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成26年4月1日訓令第20号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

庁内推進委員会

健康福祉部長	医療福祉政策課長	学校教育課長
障がい福祉課長	こども家庭課長	生涯学習課長
総合危機管理課長	介護高齢福祉課長	伊賀支所住民福祉課長
人事課長	福祉相談調整課長	島ヶ原支所住民福祉課長
総合政策課長	地域包括支援センター所長	阿山支所住民福祉課長
広聴情報課長	保険年金課長	大山田支所住民福祉課長
スポーツ振興課長	健康推進課長	青山支所住民福祉課長
市民生活課長	商工労働課長	
人権政策・男女共同参画課長	建築住宅課長	

別表第2（第5条関係）

プロジェクトチーム

総合危機管理課 担当	介護高齢福祉課 担当	島ヶ原支所住民福祉課 担当
人事課 担当	福祉相談調整課 担当	阿山支所住民福祉課 担当
総合政策課 担当	地域包括支援センター 担当	大山田支所住民福祉課 担当
広聴情報課 担当	保険年金課 担当	青山支所住民福祉課 担当
スポーツ振興課 担当	健康推進課 担当	自立支援協議会精神保健部会 代表
市民生活課 担当	商工労働課 担当	自立支援協議会就労部会 代表
人権政策・男女共同参画課 担当	建築住宅課 担当	自立支援協議会療育部会 代表
医療福祉政策課 担当	学校教育課 担当	自立支援協議会相談部会 代表
障がい福祉課 担当	生涯学習課 担当	
こども家庭課 担当	伊賀支所住民福祉課 担当	

第3次伊賀市障がい者福祉計画答申

平成26年10月27日

伊賀市長 岡本 栄 様

伊賀市障がい者福祉計画策定委員会
委員長 北野 誠 一

第3次伊賀市障がい者福祉計画について（答申）

平成25年10月22日付け、伊障第2352号で諮問のありました第3次伊賀市障がい者福祉計画について、慎重に審議を重ねてまいりました結果、別添最終案を適当と認めましたので、これを答申します。

ただし、下記の事項に関し、意見を付して答申しますので、十分に配慮いただきたい。

記

- 1 本計画を推進するためには、多くの市民が障がい者福祉に関心をもち、一人ひとりができることに参加して、お互いに協力していくことが不可欠であるため、市民への計画に対する周知を徹底いただきたい。
- 2 一人ひとりのニーズに応じた支援を行っていくために、各々の事業を的確に実施していくための人材を確保するとともに、専門性を高めていくよう、サービス事業者等と協力して取り組んでいただきたい。
- 3 審議の過程で提起された意見やパブリックコメント等で出された意見については、事業実施の段階において十分参考にさせていただき、本計画を進めていただきたい。

第3次伊賀市障がい者福祉計画の策定経過

日程	会議名及び主な内容
平成 25 年度	
6月3日	第1回障がい者福祉計画庁内推進委員会
9月5日	担当者会議 ・計画策定スケジュールについて ・アンケート内容について
9月26日	第3回障がい者地域自立支援協議会定例会議
10月22日	第1回障がい者福祉計画策定委員会 市長から計画の策定を諮問
11月28日	第4回障がい者地域自立支援協議会定例会議
11月29日～12月16日	アンケート調査の実施
1月31日	第2回障がい者福祉計画策定委員会
3月3日	第2回障がい者福祉計画庁内推進委員会
平成 26 年度	
4月22日	担当者会議 ・現状の把握、課題の抽出について
5月1日	担当者会議 ・現状の把握、課題の抽出について
5月9日	担当者会議 ・計画体系図について
5月14日	第1回障がい者福祉計画庁内推進委員会
5月23日	第1回障がい者地域自立支援協議会定例会議
6月7日	担当者会議 ・計画骨子案について
6月18日	第3回障がい者福祉計画策定委員会
7月18日	第2回障がい者地域自立支援協議会定例会議
7月20日	計画（中間案）意見交換会
7月28日	第2回障がい者福祉計画庁内推進員委員会
8月5日	第4回障がい者福祉計画策定委員会
8月19日	総合政策会議 計画（中間案）の報告
9月2日	市議会全員協議会 計画（中間案）の報告
9月4日～10月3日	パブリックコメントの実施
10月8日	第3回障がい者地域自立支援協議会定例会議
10月9日	第3回障がい者福祉計画庁内推進員委員会
10月20日	第5回障がい者福祉計画策定委員会
10月27日	市長に計画（最終案）を答申
11月5日	総合政策会議 計画（最終案）の報告
12月3日	12月議会 計画（最終案）の上程

伊賀市障がい者福祉計画策定委員会の経過

回	日 時	会 場	内 容
1	2013 (平成25)年 10月22日(火) 14:15～ 16:15	ハイトピア伊賀 多目的室	○ 市長から計画の策定を諮問 1 障がい者福祉計画策定について （１）計画策定の体制と方法及び手順 （２）策定スケジュール （３）策定のためのアンケート 2 その他
2	2014 (平成26)年 1月31日(金) 14:15～ 16:25	ハイトピア伊賀 多目的大研修室	1 障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果について 2 その他
3	2014 (平成26)年 6月18日(水) 18:30～ 20:30	ハイトピア伊賀 多目的室	1 障がい者福祉計画の骨子案について 2 その他 ・今後のスケジュールについて
4	2014 (平成26)年 8月5日(火) 13:30～ 15:30	ゆめぼりすセンター 大会議室	1 伊賀市がめざす地域包括ケアシステムについて 2 障がい者福祉計画の中間案について （１）意見交換会（7月20日）での意見について （２）用語集（注釈）について 3 その他
5	2014 (平成26)年 10月20日(月) 15:00～ 17:00	伊賀市役所 第1委員会室	1 第3次伊賀市障がい者福祉計画（中間案）に対するパブリックコメント集約結果 2 パブリックコメントに対する回答及び計画への反映について 3 庁内推進委員会からの意見の計画への反映について 4 「第3次伊賀市障がい者福祉計画」最終案について 5 その他

6	2014 (平成26)年 10月27日(月) 13:00~ 13:30	伊賀市役所 秘書課応接室	第3次伊賀市障がい者福祉計画(最終案)を 市長に答申
---	---	-----------------	-------------------------------

用語解説

<あ行>

伊賀市個人情報保護条例

個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、市が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、基本的人権を擁護するとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする条例。

伊賀地域福祉後見サポートセンター

伊賀市と名張市が伊賀市社会福祉協議会に委託し設置した機関で、成年後見制度に関する相談・助言、情報提供等や後見人の支援などの事業を実施する。

インクルージョン

障がいのあるなしで区分することなく違いを認め、すべてを包み込む学校・社会が望ましいという考え方。

<か行>

学習障がい（LD）

知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどのうち特定の能力に著しい困難がある発達障がい。

簡易筆談器

磁気で文字が書ける筆談するための用具。

基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として2012（平成24）年4月から設置されることとなった機関。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

グループホーム

障がいのある人が世話人等の支援を受けながら、地域で共同生活を営む住居。介護サービスを当該事業所の職員が提供する「介護サービス包括型グループホーム」と介護サービスを外部の居宅介護事業者等に委託する「外部サービス利用型グループホーム」がある。

ケアマネジメント

障がいのある人の多様なニーズを把握し、さまざまなサービス提供機関と調整を行いながら支援計画を作成し、適切なサービスを提供すること。

権利擁護

自己の権利や援助の必要性を表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理として権利や支援獲得を行うとともに、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるための支援。

高機能自閉症（HA）

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわる等の行動面に障がいを持つ自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

高参加・高福祉

住民参加によって地域福祉力を高め、よりよい福祉を実現することを目指す考え方。伊賀市地域福祉計画で掲げている理念のひとつ。

子ども・子育て支援法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。2012（平成 24）年に成立し、2015（平成 27）年 4 月から施行される。

こども発達支援センター

原則 18 歳までの子どもの発達や子育てに関して悩みを抱えている保護者や関係機関からの相談を受け、子どもの発達について、乳幼児期から学童期、就労期まで継続した支援につながるよう、保健師、保育士、教員、ケースワーカー等と連携しさまざまな支援を行う機関。

<さ行>

災害時要援護者避難支援プラン

地域において、災害時の避難に当たって、障がいのある人など支援が必要な人を特定し、避難誘導時の留意事項等について定める「個別避難支援計画」を策定することを主眼とした取り組み。

さぼーとファイル

子どもの発達や特性等を保護者が記録するファイル。関係機関へ提示し情報提供を行うことでさまざまな機関が共通の理解のもと支援を行う。

磁気誘導ループ

補聴器を装着している人がマイク音声をはっきり聞き取るための装置。

指定一般相談支援事業所

障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人が、地域生活へ移行するための支援や、居宅において一人暮らしをしている人等の夜間や緊急時等における支援を行う事業所。

指定障害児相談支援事業所

障がいのある児童が障害児通所支援サービス等を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを実施する等の支援を行う事業所。

指定特定相談支援事業所

障がいのある人が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを実施する等の支援を行う事業所。

就労移行支援事業

65歳未満の障がいがある人で、一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

就労継続支援事業

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障がいのある人の権利擁護に資することを目的として2011年（平成23）6月に成立。障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の防止等に関する国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めている。2012（平成24）年10月施行。

障害者差別解消支援地域協議会

障がいに関する相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるため、国や地方公共団体の機関が、地域の関係機関等の連携のために設置する協議会。

障害者週間

広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。期間は 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間。

障がい者職場実習事業

市役所庁舎内で障がいのある人の職場実習を受け入れ、一般就労に対する意欲を高め、市職員の障がいのある人に対する理解の促進を図ることを目的として市が実施している事業。

障がい者相談員

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、障がい者の地域生活の支援、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力などを行う、市が委嘱し、活動している相談員。

障がい者相談支援センター

障がいのある人やその家族、関係機関からの相談に応じ、地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続きの支援や調整を行う機関。

障がい者地域自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障がい福祉をすすめるしくみづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉・保育・教育・就労などの関係機関、市などで構成する協議会。伊賀市では障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の進捗状況の確認や評価も行う。

障害者トライアル雇用制度

障がい者に関する知識や雇用経験がないため雇用をためらっている事業所が、障がい者を試行雇用の形で受け入れ、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりをすすめる事業。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。2006（平成 18）年 12 月 13 日、第 61 回国際連合総会において採択され、日本は 2007（平成 19）年 9 月 28 日に署名をした。前文と本文 50 条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がいのある人に他者との均等な権利を保障することを規定している。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障がいのあるなしにかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

障がい者福祉ガイドブック

障がい者に関するさまざまな制度をとりまとめ、市が作成する冊子。

障害者優先調達法

障がい者就労施設等で就労する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入（調達）することを推進することを目的とする法律。

障害福祉サービス

個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付サービス」と訓練の支援を受ける「訓練等給付サービス」がある。

障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月に制定された。一部の附則を除き2016（平成28）年4月1日から施行。

情報保障

「知る権利」を保障することを目的とし、障がいのために情報を収集することができない人に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。

職場適応訓練事業

県が障がいのある人の採用を希望する事業主に委託し、能力に適した作業の訓練を行うことで、事業主や障がいのある人の不安を解消し、訓練終了後は引き続き雇用することを目指す事業。

ジョブコーチ

就労を希望する障がいのある人と一緒に職場へ行き、共に作業等をしながら働きやすいように援助を行うとともに、事業主や従業員への助言や職務、職場環境の改善の提案を行うなど、職場定着を支援する国の制度の専門職。

ジョブサポーター

ジョブサポーター養成講座を修了し、ボランティアとして障がいのある人などが職場に適應できるよう、職場での直接支援や助言などを継続して行う人。

自立訓練事業

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う事業。

成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、財産管理や契約などに関して本人の代わりに判断したり、同意や取り消しなどを行う制度。

<た行>

第三者後見人

弁護士、司法書士などの法律職種及び、社会福祉士などの福祉職種が親族の後見人の代わりに、あるいは親族の後見人とともに後見人に就任すること。

短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業。

地域移行

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神に障がいのある人を地域における生活に移行するための支援。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。高齢者の生活に関わることの総合的な相談や、福祉サービス(介護予防サービス等)の利用手続きの支援や調整を行う。

注意欠陥多動性障がい（ADHD）

注意障がい、多動性、衝動性を特徴とする行動の障がい。

特別支援学級

障がいのある児童・生徒に学習や生活上の課題をふまえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

特別支援学校

障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。これまでの「盲学校・ろう学校・養護学校」が特別支援学校に一本化された。

特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。

特別支援教育コーディネーター

幼・小・中学校・高等学校又は特別支援学校において、障がいのある幼児、児童生徒の発達や障がい全般に関する問題について調整を行う担当者のこと。主な役割としては、保護者や校内教員の相談窓口、校内外の関係者や地域の関係機関との連携などが挙げられる。

<な行>

難病

原因不明で、治療方針が未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけではなく、介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担が大きい疾病。

2025年問題

団塊の世代（第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代）が2025年ごろまでに後期高齢者（75歳以上）となることにより、医療費など社会保障費の急増が懸念される問題。

日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力の不十分な人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう支援する事業。利用者との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、書類預かり等のサービスを行う。

日中一時支援

障がいのある人の日中活動の場を確保するとともに、介護している家族の一時的な休息などを支援する事業。

<は行>

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。相手の意図を読みとったり、会話などの対人関係が取りにくい状態。言葉の遅れや強いこだわりが出る場合もある。

※アスペルガー症候群・・・知的障がいがない、あるいはほとんどないが、自閉症同様の「かかわり」「コミュニケーション」「こだわり」の障がいという3つの特徴を併せ持った発達障がい。

パブリックコメント

行政機関が計画等を制定しようとするときに、広く市民に、意見・情報・改善案などを求める手続き。

ピアカウンセラー／ピアサポーター

同じ悩みを共有する仲間として相談に乗り、一緒に解決策を考え相談者自身が自分の力で問題を解決できるようにサポートする人。

ピアカウンセリング

自分自身の経験や体験をもとに、障がいを持つ仲間（Peer）同士が話を聞き合い助言し合う活動。

PDCA サイクル

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法。計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。

福祉（協力）委員

地域のなかで困りごとがある人を発見し、民生委員・児童委員と連携して支援するボランティア。必要な相談窓口につないだり、福祉に関する情報を住民に伝えるなどの役割を担う。

福祉教育

すべての人を個人として尊重し思いやりの心を持って助け合う意識を育て、共に生きる人間の育成を目指す教育。

福祉避難所

災害時に、障がいのある人等を一時受け入れるための施設。福祉施設等を

自治体が指定。

福祉有償運送

道路運送法第 79 条に基づき、NPOなどの非営利法人が実施する事業で、自家用自動車を使用して、歩行が困難な移動制約者を自宅から目的地まで移送するサービス。

放課後児童クラブ

学校終了後や長期休業期間に、仕事などで保護者が家にいない原則小学校低学年の児童に、指導員が遊びや生活の場を提供する事業。

<ま行>

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、公共的施設の整備における整備基準の遵守やその整備計画について事前に知事(一部地域は市長)と協議しなければならないことが定められた条例。

メンタルパートナー

自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人。

<や行>

ユニバーサルデザイン

障がいのあるなし・年齢・性別・国籍等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮し、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

ユニバーサルデザイン庁内推進委員会

ユニバーサルデザインの理念の普及及び啓発や、ユニバーサルデザインに係る資料収集、調査及び研究等を行う委員会。

要約筆記

聴覚障がい者への情報保障手段のひとつで、話している内容を要約し、文字として伝えること。

<ら行>

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと。

療育センター

障がいやその心配のある18歳以下の子どもを対象に、早期発見・早期療育、各種療育相談、巡回相談等を行い、子どもとその家族を支援するための専門機関。医療・保健・福祉・保育・教育等の各関係機関と連携し、地域の療育拠点としての機能を持つ。

第3次伊賀市障がい者福祉計画

発行年月：2014（平成26）年12月

編集・発行：伊賀市健康福祉部障がい福祉課

〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内116番地

電話：0595-22-9657

FAX：0595-22-9662

<http://www.city.iga.lg.jp/>

E-mail：shougai@city.iga.lg.jp